

幕末維新期における農民諸階層の存在形態

——美濃縞地帯における——

丹 羽 弘

は し が き

幕末維新期を「変革期」としてとらえ、幕藩体制の解体から、原蓄過程、日本資本主義の形成までの全過程の解明を企図し、変革の主体を階級配置の面より全構造的に究明しようとする場合、その前提として、幕末維新期の農民諸階層の存在形態を明らかにしなければならない。周知の如く、佐々木潤之介氏は、幕末維新期の解明に、「革命情勢」論を適用し、「農民戦争到来期」としてとらえ、「世直し状況」と把握する、極めて注目すべき画期的論著『幕末社会論』を公けにされた。本書にたいしては、数多くの「書評」や個別論稿における「言及」がよせられており、筆者も甚だ不十分ながら見解を述べたことがあるので、ここでは繰り返すことはしない。ただ農民層分解にかかわる問題で、佐々木氏は、豪農—半プロの対立を強調されるあまり、中間諸階層——なかならず商品生産者中小農層——の存在形態の分析が不十分であるように思われる。幕藩領主的収奪・封建反動との関連の側面から、全農民諸階層の存在形態を把握した上で、豪農—半プロの対立を定置させない限り、そこには、この時期の階級対立における基本的矛盾と副次的矛盾とのあり方、反封建闘争の性格、明治期農民闘争への一貫した展望等の諸点が納得的に理解し難いのではなからうか。

前稿においては、幕藩体制解体期における農村構造の変質過程を分析する一環として、美濃縞地帯綿業を中心とする商品生産の展開と関連させなが

ら、主として土地保有の面から農民階層の分化について概観した⁽⁸⁾。そこでの階層分化の特徴を結論的に要約しておけば、この地方に綿業を主とする商品生産流通が本格的に展開し始める18世紀半ば、ほぼ宝暦期頃に階層分化の基点があり、それは19世紀に入り、いわゆる封建的危機の段階といわれる化政一天保期を一画期として激しく進展しており、階層分化の面においても、天保期は、維新変革の始点とみなし得る。さらに開港を契機とする幕藩制的市場関係の変質、原蓄過程の進展のなかで、こうした階層分化の動向は一層促進され、ここに明治以後の、わが国特異な、資本主義体制下における寄生地主制を形成していく端緒ともなった、農民階層分化の段階をみ出し得るのである。

本稿は、その続稿として、美濃綿地帯に属する下佐波村を主としてとりあげ、それに日置江・笠松両村の場合もあわせ考慮して、幕末維新时期における農民諸階層の存在形態について、分析検討することとしたい。

注 (1) 拙稿「幕末・維新时期研究の視点～佐々木潤之介著『幕末社会論』によせて～」(『岐阜経済大学論集』Ⅲ—2・3合併号)

(2) 拙稿「商品生産の展開と農民階層分化の概観」(『同上論集』V—1以下「階層分化の概観」と略称)

(3) 使用史料は、とくに注記しない限り、羽島郡柳津町下佐波青木久太郎家文書(岐阜大学博物館蔵)による。この村に関する論考には、中村哲「幕末期における農村工業の展開」(『日本史研究』28号)があり、本稿での分析も、同氏におうところが大きい。

Ⅰ 土地保有(所有)と経営の分化

農民層の分解とは、商品経済の発展により、封建小農民の間に財産上の不平等が発生し、それが拡大され、「古い家父長制的農民が根本的に破壊されて、……まったく新しい二つの型の農村住民⁽⁹⁾」(農村ブルジョアジー・農村プロレタリアート)が形成される過程である。したがってそれは、本来的に

は、経営規模上の分解をさしているが、この場合、土地保有上の分解が前提とされることは明らかである。ところでわが国の場合、こうしたいわゆるブルジョア的分解発展の方向は、正常には進展せず、究極的には、地主と小作農との「地主制的」分解に帰結している。周知の如く、わが国地主制形成の前提としての、農民層の分解を如何に把握するかは、「寄生地主制論争」における核心的論点ともなっていた。この点に関連して、従来主として土地集積＝喪失から、寄生地主制の形成過程を明らかにしようとしてきたのになし、土地保有（所有）と経営（耕作）規模との双方から、農民層分解や地主・小作関係のあり方など、この時期の農村構造を分析検討する試みが、多くの諸先学によってなされている⁽¹⁾。

ここでは下佐波村北組（北下佐波村）をとりあげ、天保5年、嘉永3年、文久元年、明治2年の「御物成勘定帳」と「田畑高揃帳」とにより、土地保有と関連させながら、経営の分化についてみていくこととする。

まず史料について簡単に説明しておこう。「御物成勘定帳」は、小作料を年貢とともに一旦庄屋に納付し、庄屋がそれを地主の年貢に充当し、その清算を記録したものである。はじめに各戸の納付すべき米高が記され、ついでそのうちの畝引分と、実際に納付した数量・種目・方法などが記されている。貸付地をもつ地主の場合は、「〇〇（小作人に該当） δ 入」の項目がふくまれ、それに対応して借受地をもつ小作人の場合は、納付すべき米高と実納米高との差額が、「〇〇（地主に該当） δ 払」として清算されている。したがって無高であっても、小作をしている者は記載されているのである。この振替高の記載から、各戸の貸付地・借受地に相当する石高を推計し、同年の「田畑高揃帳」の持高と加減することにより、経営高を算出するのである。

補注 振替高＝小作料から、貸付地・借受地に相当する石高を推計するには、山崎隆三氏のとられた方法（『地主制成立期の農業構造』p.53—4〔持高—経営表にかんする注記〕）を参照し、つぎの如く行なった。

- (1) 「御物成勘定帳」記載の振替高のうち、「取替米」・「かえ米」と肩書きのあるものを除いて、すべて小作料とみなした。この点、青木家文書の「掬取米帳」と

対照してほぼ確認できる。

- (2) 振替高=小作料のうち、年貢に相当する石高をみるための、小作料中の年貢率は、当村青木久八が、加納尾関仁兵衛とともに、弘化3年、紀州日高総糸売捌所設置認可の申請に際し、「根質」としたものより、下表の如く44.7%を算出した。

石 高	有 畝	小 作 料	地主得分	年 貢	小作料中の年貢率
165.5石	231.7反	259.0石	143.15石	115.85石	44.7%

(弘化3年「奉差上一札之事」)

- (3) 各人の納付すべき米高から、畝引分を除いた、実納米高の合計=総納米高と、「田畑高揃帳」による各人持高の合計=総持高とを算出する。
 (4) 各年の平均年貢率(総納米高と総持高との比率)は下表の如くである。

	総 納 米 高	総 持 高	平均年貢率
天 保 5 年	380.35石	582.76石	65.3%
嘉 永 3 年	183.30	582.95	31.6
文 久 元 年	345.57	584.37	59.1
明 治 2 年	296.10	583.07	50.8

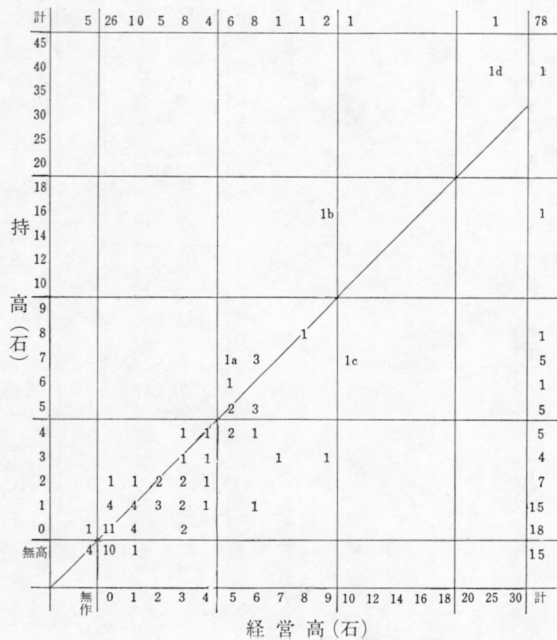
- (5) 上記の小作地相当分の年貢高から、平均年貢率により、小作地石高を逆算し、各戸の持高と加減して、経営高を算出する。

以上の方法により、持高と経営高との関連をみるのであるが、つぎの如き点を考慮すべきであろう。第一に、小作料が滞納された場合、その年度の「御物成勘定帳」には記載されないということである。第二に、各層にわたっているが、とくに地主相互間にも貸借関係が存在するということである。第三に、南北両組間の出入作、ことに南組より北組への入作が極めて多いということである。⁽³⁾すなわち下佐波村は、延享3(1746)年より明治4(1871)年まで、北組(北下佐波村)・南組(南下佐波村)に分郷しており、ここで使用する史料は、北組に属するものである。下佐波村全体としての保有高・経営高の関連をみることはできない。以上の諸点から、地主・小作関係は、実際より小さくあらわされることとなる。

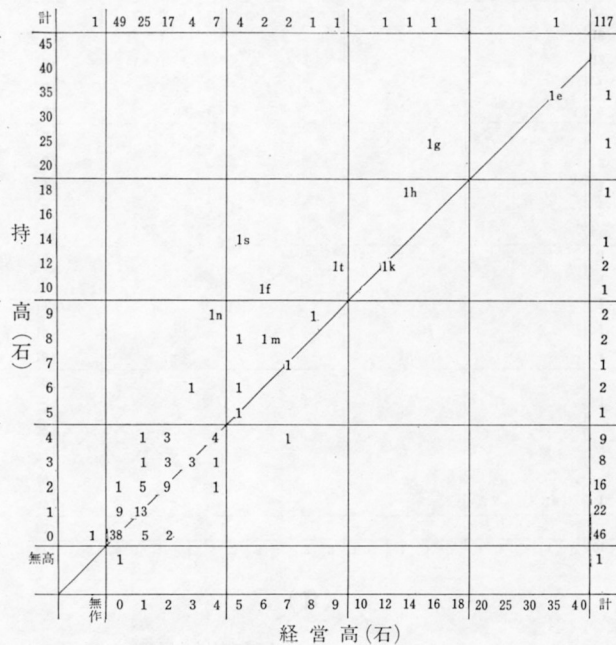
第1表—I～IVの(A)は北組農民の、(B)は南組を主とする他村入作農民の、

第1表-1 天保5(1834)年 持高・経営高相関表

(A)

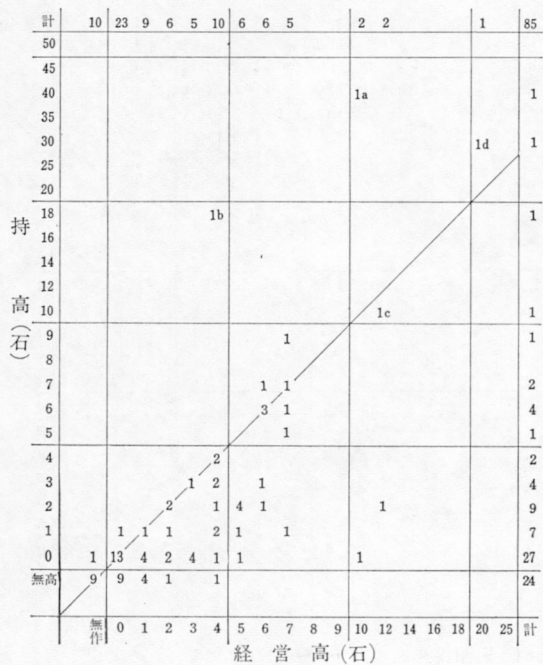


(B)

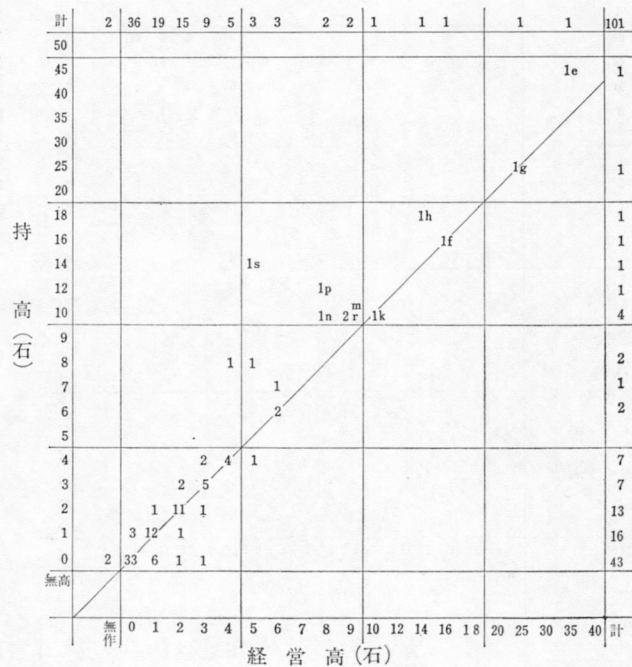


第1表-II 嘉永3(1850)年 持高・経営高相関表

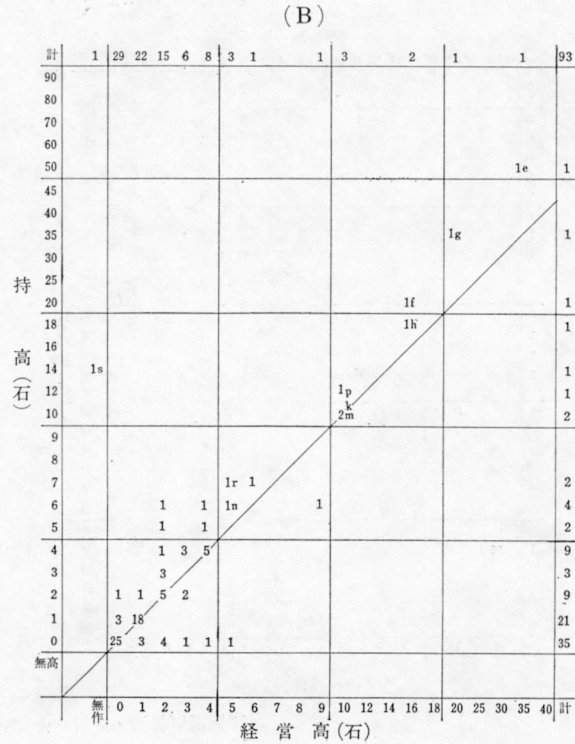
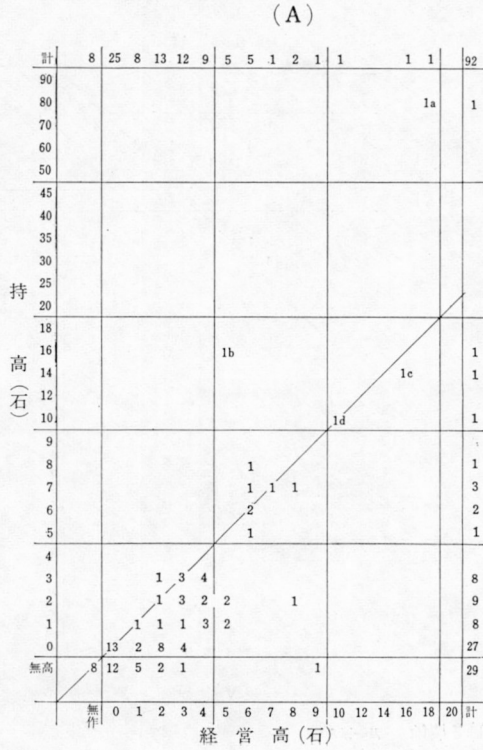
(A)



(B)

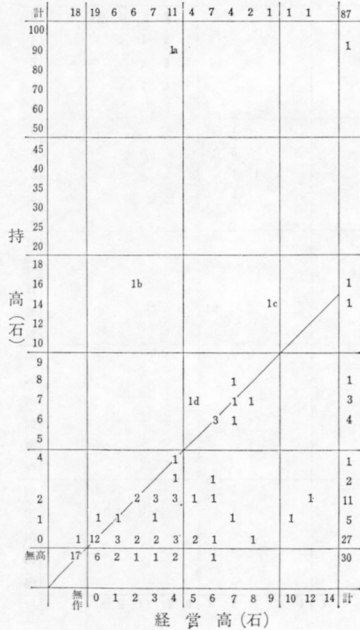


第1表-III 文久元(1861)年 持高・経営高相関表



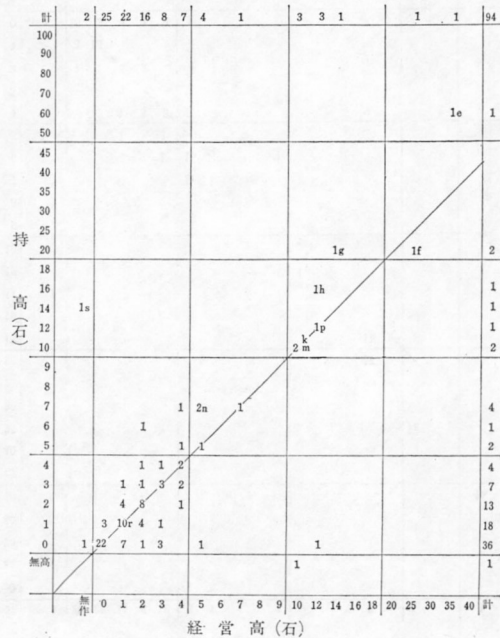
第1表—IV 明治2(1869)年 持高・経営高相関表

(A)



- a. 久兵衛(久八)
- b. 政之丞
- c. 八右エ門
- d. 観音寺(小川元末)

(B)



- e. 五左エ門(茂兵衛)
- f. 四右エ門
- g. 彦四郎
- h. 権十郎
- k. 武兵衛
- m. 宅藏
- n. 七左エ門
- p. 嘉市
- r. 俊平
- s. 竹内(西部村)
- t. 高島(笠松村)

北組内持高・経営高の相関表である。縦軸に持高、横軸に経営高をとり、相当する位置に戸数を示した。また各年持高10石以上にあらわれたものは、その変遷を知るために、それぞれの位置を符号で示し、無高＝無作層でも判明するものは、その戸数を記載した。

はじめに第1表を総体的にみておこう。旧稿(「階層分化の概観」)の、下佐波村土地保有別階層構成表と関連させてみれば、農民層分解は、まず土地保有上の分解としてあらわれ、ついで、経営規模上の分解があらわれることは明らかである。つぎに先にも述べた如く、出入作が激しく、ことに南組をはじめとする他村入作が顕著である。それは、天保5年から明治2年にかけて、漸減傾向を示しているとはいえ、各年北組農民数を凌駕している。持高10石以上層をみても、北組(2戸～4戸)にたいし、他村入作(7戸～10戸)は遙かに多く、しかも持高・経営高の関連についてみれば、各年にわたって、他村入作に経営高の大きいもの(e.g. f. h. p. k. m等)が、多数存在することに注目すべきであろう。とくに最大の経営高をもつ五左衛門(e)は、各年40石程の経営を行なっている。後にもみるように、隣村日置江村の最大の地主(嘉永6年持高234石余)孫三郎は、弘化4年4町6反の手作り経営をしていることからみて、この地帯での最高規模の経営高は、ほぼ50石前後と推測される。五左衛門の場合、北組内持高は、天保5年39石余から、明治2年63石余(文久元年、下佐波村全体での持高は104石余)と増加させているので、それだけ小作地を拡大させたことを知ることができる。

以下、北組農民の場合(A)を中心に、各年について概観しておこう。

天保5年——持高10石以上は2戸で、42石保有の観音寺(d)が27石、18石保有の政之丞(b)が10石を経営している。持高5—10石の中農層は12戸であり、8石保有の八右衛門(c)は、小作地を借り受けて、12石の経営にあたっている。持高7石経営高5石の久兵衛(a)は、天保期村方騒動で没落した源兵衛にかわって、この年庄屋に就任しており、天保—弘化期に、綿織マニユファクチュアとみなされる、かなりの規模の棧留綿織屋経営にあたっている。持高5石

未満の下層農民は64戸、小作地を含めて中農規模（5—10石）の経営をしている6戸を除けば、他は極めて零細であり、しかも経営高1石未満に集中的にあらわれている。この傾向は、明治2年にいたるまで、ほぼ同様な状態を示しており、農業経営のみによる再生産は不可能で、後にみる如く、綿業関係を主とする各種の余業や、諸職人、日雇などに従事する半プロ的貧農層を形成している。

嘉永3年—天保5年と比較して、持高5—10石の中農層は、12戸から8戸に減少し、両極分解の動向を示しており、地主・小作関係が拡大していることは明らかである。持高10石以上層は、2戸から4戸に倍増している。なかでも久兵衛(a)は、持高7石の中農層から最高の44石に増加させ、11石の経営にあたっている。弘化3年から嘉永初年にかけて、紀州日高総糸問屋を経営し、また加納藩御勝手方に就任して藩財政に関係している。その後も急速に土地集積を進めて、地主化の傾向をとるとともに、経営高も増加させている。持高19石経営高4石の政之丞(b)は、久兵衛の分家であり、すでに天保13年以降、加納藩典医となって転住しており、土地監理は久兵衛家があたっている。⁽⁷⁾各年の「政之丞分掟勘定帳」（青木家文書）からもわかるように、当時すでに不在地主となっている。持高（8→12石）・経営高（12→13石）ともに拡大している八右衛門(c)を除く、持高10石以上層の貸付地の増大は、その対極としての、持高5石未満層の借受地の増大となっている。この層の経営高5石以上は、6戸から11戸に増加し、そのうち2戸は、10石以上の経営にあたっている。無高＝無作層が4戸から9戸に増加していることにも、注目しておきたい。

文久元年—地主・小作関係は、嘉永3年と比較して、縮少傾向を示している。それは後にくわしくみるように、前年（万延元年）大水害を受けて不作であり、小作地引きあげなど、直接その影響によるものか、或いは小作料滞納分が多く、当年の「御物成勘定帳」に記載されなかったことによるものかは不明である。持高10石以上層は4戸であるが、八右衛門(c)は、さらに持

高を増加させるとともに、若干の小作地を借り受けて、16石余を経営し、観音寺(d)は7—8石の貸借関係をもって、12石の経営にあたっている。久兵衛(a)は44石から71石に土地集積を進め、18石余を経営している。この経営をピークとして、その後急速に寄生地主化したとみなされる。他村入作(B)では、持高15石の茜部村竹内家(s)が、この年より無作となっている。持高5—10石層は7戸、5石未満層を含めて、経営高10石以上層は存在しない。持高・経営高5石未満層は、無高=無作層8戸を含めて、75戸に達している。この層が農業経営のみでは自立し得ず、他の営業に従事して生計をたてていることは、後にくわしくみることにする。

明治2年——観音寺(d)は、持高7石経営高6石の中農層に没落し、持高10石以上層は3戸となっている。久兵衛(a)は、持高93石となり、経営高は約5石に過ぎない。同年「村高田畑掟帳」によれば、田畑面積約10町歩中、手作地は4反程であり、この段階では、完全に寄生地主とみてよいであろう。持高17石余の政之丞(b)も経営高2石余となり、これまで、小作地を借り受けていた八右エ門も、持高15石より6石程を小作に出し、若干の借受地を加えて9石余の経営となっている。持高5—10石層は、先にみた観音寺を加えて8戸であり、文久元年と比較して、あまり変化はない。持高5石未満層では、経営高5石以上は、6戸から11戸に増加しており、しかも10石以上2戸を含んでいる。こうして地主・小作関係が、一層拡大深化したことは明らかである。他面無高=無作層が8戸から17戸に倍増していることは、この段階においても、他村入作に、かなり大きな経営が存在していることと、あわせ考えれば、地主・小作関係の進展と並行して、それだけ脱農民化ないし賃労働者化が促進されていることを、知ることができるであろう。

以上の文久元年—明治2年の変化については、土地保有別1戸当りの平均経営高(第2表—I・II)をみれば、一層明らかである。この表は、持高を基準としているため、経営の格差を実際より小さく示すこととなるが、一般的には、持高の増大が経営高の増大、持高の縮少が経営高の縮少という、持

高＝土地保有と耕作高＝経営との間に対応関係があり、また土地保有の拡大が、経営の拡大を上廻っているということが、一応原則的には認められる。⁽⁹⁾ところで、この土地保有と経営との対応関係は、文久元年には、ほぼそのまま該当しているが、明治2年には、持高15石以上層の顕著な経営規模の縮少のため、著しくくずれている。そのことは、文久元年と比較して、持高7石未満の1戸当り平均経営高が大きくなっていることとともに、地主・小作関係の拡大一上層高持の寄生地主化と、零細高持の小作人化の進展を示すものである。無高層の1戸当り平均経営高は、0.95石から0.89石に縮少している。これは先にもみた如く、無作層の倍増したことによっているが、何れにしる極めて零細であり、無高層の半プロ化・賃労働者化を示すものであるといえよう。

第2表-I 土地保有別1戸当り平均経営高(文久元年)

	北 組			入 作						
	戸数	経営高 石	1戸当り 経営高 石	南 組			そ の 他			
				戸数	経営高 石	1戸当り 経営高 石	戸数	経営高 石	1戸当り 経営高 石	
石 70～80	1	18.39	18.39							
60～70										
50～60				1	39.61	39.61				
40～50										
30～40				1	22.67	22.67				
20～30				1	16.26	16.26				
15～20	2	22.16	11.08	1	16.10	16.10				
10～15	1	11.79	11.79	3	32.36	10.79	1	0	0	
7～10	4	29.51	7.38	2	12.17	6.09				
5～7	3	20.00	6.67	6	29.84	4.97				
3～5	8	30.23	3.78	10	37.65	3.77	2	4.66	2.33	
1～3	17	74.66	4.39	17	29.41	1.73	12	17.27	1.44	
0～1	27	43.03	1.59	20	16.14	0.83	17	20.53	1.21	
無 高	29	27.44	0.95							
計	92	277.21	3.01	62	249.90	4.03	32	42.46	1.33	

第2表一Ⅱ 土地保有別1戸当り平均経営高(明治2年)

	北 組			入 作						
	戸数	経営高 石	1戸当り 経営高 石	南 組			そ の 他			
				戸数	経営高 石	1戸当り 経営高 石	戸数	経営高 石	1戸当り 経営高 石	
90~100	1	4.85	4.85							
80~ 90										
70~ 80										
60~ 70				1	39.12	39.12				
50~ 60										
40~ 50										
30~ 40										
20~ 30				2	35.07	17.55				
15~ 20	1	2.46	2.46	1	12.74	12.74				
10~ 15	1	9.56	9.56	3	33.37	11.12	1	0	0	
7~ 10	4	29.00	7.25	4	22.11	5.53				
5~ 7	4	26.92	6.73	3	12.65	4.22				
3~ 5	3	14.90	4.97	9	34.08	3.79	2	4.03	2.02	
1~ 3	16	75.89	4.74	19	36.74	1.93	12	22.62	1.89	
0~ 1	27	58.62	2.17	17	21.40	1.26	19	27.37	1.44	
無 高	30	26.62	0.89	1	10.00	10.00				
計	87	248.82	2.86	60	257.37	4.29	34	54.02	1.59	

これまで、南・北両組に分郷している、下佐波村の、北組を中心として、土地保有と経営との関連をみてきたのであるが、ここで一村規模での耕作面積を知ることで、隣村日置江村についてふれておこう。この村も美濃縞地帯に属し、幕末期綿業がさかんであったことは、すでにみたところである。⁽⁹⁾史料は弘化4年の「高持井無高耕作畝数取調帳」⁽¹⁰⁾によっているが、個人の耕作面積と名前とを結びつけられるのは、1町歩以上耕作者と、同年の農業外営業者のみである。第3表は耕作面積別階層表である。前にもみた如く、4町6反を耕作している孫三郎は、嘉永6年持高234石余の、大手作地主であり、第2位の、1町9反5畝を耕作する彦右エ門(持高5石余)の、2.3倍を超えている。おそらく、この地方の最高経営規模を示すものと思わ

第3表 日置江村耕作面積別階層表 (弘化4年)

耕作面積(反)	戸数
46	1
19~20	1
18~19	0
17~18	1
16~17	3
15~16	2
14~15	3
13~14	3
12~13	13
11~12	7
10~11	14
9~10	10
8~9	19
7~8	24
6~7	13
5~6	8
4~5	4
3~4	9
2~3	5
1~2	8
0~1	3
計	151
無作	(10)

(1) 無高=無作層は不明であるが、嘉永4(1851)年村高1,260.3石、戸数172戸(「御改革并諸事留帳」)からみて10戸程と推測される。

第4表 日置江村耕作面積1町歩以上持高・経営高相関表

計	14	6	12	4	3	3	3	1	1	1	48		
250													
200										1	1		
150													
100								1			1		
90													
80													
70													
60			1								1		
50													
45													
40													
35													
30													
25						1					1		
20													
18	1										1		
16			1								1		
14	1										1		
12	1		1								2		
10													
9													
8			1								1		
7	2						1				3		
6	1	1	1								3		
5		1	1	1		2			1		6		
4	1	1		1	1						4		
3			1								1		
2	2	1	2								5		
1	2	1	1	1	1						6		
0			2	1	1		1				5		
不明(石)	3	1					1				5		
(反)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	46	計

耕作面積 (弘化4年)

(1) 不明の5戸はほとんど無高であると推定される。

れる。6反—1町3反層に集中度が高く、北下佐波村の場合と比較して、かかる中農的耕作規模をもつ戸数の比率の、大きいことが認められる。第4表によれば、孫三郎を筆頭として、耕作面積1町歩以上のものは48戸、うち持高6石未満層は、不明分を含めて、32戸を占めている。そこには、かなりの経営分化の進展と、それだけ、地主・小作関係も拡大していたことを、知ることができる。

第5表は、諸営業26戸と、その持高・耕作面積を示したものである。綿織マニュファクチュアとみなされる6戸を含む織屋12戸、紺屋11戸、藍屋1戸など、綿業農村としての特徴をみることができる。織屋経営についてはすでに旧稿において述べた⁽¹⁾。持高20石以上層は紺屋経営の3戸であり、そのうち持高65石の弥市は、53石を貸し付ける地主であり、弥右エ門・万蔵は、持高・耕作面積からみて、地主化しつつあったとみてよいであろう。持高5—

第5表 日置江村営業と持高・耕作面積（弘化4年）

番号	名 前	営 業	持 高	耕作	番号	名 前	営 業	持 高	耕作
			(嘉永6)	面積				(嘉永6)	面積
			石	反				石	反
1	○常三郎	織屋 ⊕ 2,000	19.8	11.2	14	弥右エ門	紺 屋	25.4	12.0
2	○彦七	〃 〃 2,800	7.4	10.0	15	万 蔵	〃	22.9	9.6
3	○為八	〃 〃 1,400	5.4	?	16	甚右エ門	〃	16.0	9.0
4	為 蔵	〃 ⊖ 200	2.4	?	17	文 七	〃	14.6	7.3
5	円 六	〃 ⊕ 260	1.5	14.5	18	久 蔵	〃	14.3	2.8
6	金三郎	〃 〃 200	1.5	?	19	吉五郎	〃	4.1	6.0
7	○小平次	〃 〃 1,200	0.8	16.8	20	喜 八	〃	2.2	3.2
8	甚太郎	〃 〃 700	0	?	21	宇 平	〃	1.5	1.8
9	宇右エ門	〃 〃 80	0	?	22	伝 吉	〃	1.0	6.5
10	○八右エ門	〃 〃 1,000	9.9	8.6	23	京 蔵	〃	0	0.2
11	太左エ門	〃 ⊖ 600	3.4	7.0	24	三右エ門	材木屋	17.9	8.8
12	○甚 吉	〃 ⊕ 1,200	0	6.5	25	平五郎	藍 屋	3.9	12.0
13	弥 市	紺屋	65.0	12.0	26	利右エ門	傘 屋	0.6	1.0

- (1) 織屋No.1~9は、安政5年の営業を示す。
- (2) 名前に○印のあるものは、綿織マニュファクチュアとみなされるもの。
- (3) ⊕…棧留縞 ⊖…結城縞の年産を示す。

20石の中農ないし中農上層とみなされるもの8戸、他は零細で、無高が4戸存在している。耕作面積では、不明分を除いて、6-15反の中農の規模をもつものは16戸存在し、それは耕作農業からの未分離の状態を示しているといえよう。

以上の土地保有と経営の分化についての分析から、およそつぎの如き事態が把握されよう。農民層の分解は、まず土地保有上の分解としてあらわれ、それと平行して経営規模の分解が進行する。すなわち上層=富農は、土地保有の増大にともなって経営を拡大し、その対極として、下層=貧農は零細無高化し、富農層に雇傭される農業労働者の形成が進行する。土地保有の分解は、経営の分解よりも速く進むため、富農と貧農への分化と結合して地主・小作関係があらわれてくる。さらに分解が進めば、富農の経営の拡大は、一定の限界に達して縮少傾向をとり、土地集積のみが一層進展して寄生化し、地主・小作関係は急速に拡大することとなる。下佐波村の場合にそくしていえば、天保期地主・小作関係は、或程度展開を示しているが、弘化一嘉永期には、一層拡大されている。文久期には、若干縮少傾向がみられるが、この間経営の分化も進展している。その後明治2年にかけて、地主・小作関係は一段と拡大し、地主層の寄生化、零細土地保有層の小作人化の進展、無高=無作層の急増等の現象がみられる。したがって、天保期に地主制が確立したとする見解は、再検討を要するであろうと思われる。それは天保期最高の持高・経営高の観音寺が、その後、ともに縮少させて中農規模の自作農となったこと、逆に、中農層で織屋、緞糸問屋を経営し、その後急速に土地集積を進め、農業経営も拡大した久兵衛が、明治2年には寄生地主となっていること、またこの間、40石ほどの経営を継続している五左門などの、南組よりの入作者が、かなり大きい手作り経営を行なっていることや、日置江村孫三郎が、弘化4年4町6反の経営にあたっていることなどからも知ることができよう。天保期以降、とりわけ開港以後のわが国原蓄過程の進展のなかで、地主小作的分解は、ブルジョア的分解と平行して進展しており、明治

期地主制成立の端緒ともなった地主・小作関係が、形成されつつあったとみなされる。

- 注 (1) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』第二章農民層の分解
- (2) 鳥塚恵和男「江戸時代関東一農村における土地所有と農業経営形態の変遷」(『農業経済研究』24巻2号)、津田秀夫「幕末期大阪周辺における農民闘争」(『社会経済史学』21巻4号・「地主制形成期における小作騒動」(歴史学研究会編『明治維新と地主制』)・「幕末期の雇傭労働について」(『土地制度史学』第8号)、中村哲「幕末泉州における農民層分解」(『歴史学研究』第236・237号)・「綿作地帯の農業構造」(堀江英一編『幕末・維新の農業構造』)・『明治維新の基礎構造』、山崎隆三『地主制成立期の農業構造』、安良城盛昭「幕末期泉州における小作農の存在形態」(高橋幸八郎編『土地所有の比較的研究』)、長谷川伸三「近世後期南関東農村の構造」(『史潮』第99号)等
- (3) 拙稿「階層分化の概観」 p. 137 第26表参照
- (4) 拙稿「近世農村における身分的階層制と村方騒動」(『岐阜経済大学論集Ⅱ—1以下「村方騒動」と略称) p. 99
- (5) 拙稿「階層分化の概観」 p. 105—111
- (6) 拙稿「近世後期における農村工業の展開過程」(『前掲論集』Ⅰ—1以下「展開過程」と略称) p. 97—8
- (7) 拙稿「階層分化の概観」 p. 123 注(11)
- (8) 中村哲『前掲書』に、幕末期の泉州農村についての、くわしい分析がなされている。
- (9) 拙稿「階層分化の概観」
- (10) 岐阜市日置江青木孫三郎家文書(松本平治氏筆写)
- (11) 拙稿「階層分化の概観」 p. 113—4
- (12) たとえば、林英夫『近世農村工業史の基礎過程』

Ⅱ 諸階層の存在形態

これまで、美濃縞地帯に属する下佐波村および日置江村をとりあげ、土地保有と経営の分化の視点から、天保期以降明治初年にいたる、階層分化の進展とその特質とをみてきた。ここでは、文久元(万延2)年の下佐波村を主軸として、笠松の場合もあわせ考え、幕末維新时期における、農民諸階層の存

在形態について、検討することとしたい。文久元年をとりあげたのは、前にみたように、この地帯における農民層の小ブルジョアの分解と地主小作的分解とが並進するなかで、明治期地主制成立の端緒ともなった地主・小作関係が形成されてくるのが、ほぼこの時期であり、また農民諸階層、とくに中・下層農民の存在形態を分析し得る史料が比較的豊富に存在するからである。

万延元年5月から9月にかけて、数度の大暴風雨があり、境川・長良川堤防の決潰による水害の影響は、西南濃全域にわたっており、とくに佐波輪中一円の被害は甚大であった⁽¹⁾。下佐波村では、田方66町7反9畝のうち、「村方式才苗」による植付けは、41町2反のみで、他は郷会所よりの「御買入御渡苗」、および諸村より購入の「追蒔苗」により、かろうじて植付けを完了している⁽²⁾。畑方は39町5反6畝（内、綿作畑6町4反3畝）であるが、「当年ハ格別々大風其上入水仕、畑方再度蒔付候作物耕作仕候処、再応入水仕、生立候作物不残水腐ニ相成」る状態であった。従来「糯ハ品納大豆ハ金納」であったが、領主にその免除願を出すとともに、粃種11.28石、大豆種6.86石、綿種6.43石の拝借願を出している⁽³⁾。同年の「下佐波村免状」によれば、本高1,097.087石、毛付高184.5634石、取米79.362石（願免毛付高の0.43）となっており、被害の甚大さを推測し得るであろう。

かくして「村方困窮之者共、再応入水仕必至極難之仕合ニ御座候処、米穀高直ニ付、乞食ニ罷出候間モ手薄ニ相成、露命之繋方六ヶ敷、御百姓相続々難相成⁽⁴⁾」い状態であった。かかる再生産不可能な困窮者は、同年から翌文久元年にかけて続出しており、村役人は農民諸階層、とくに、下層困窮者の実態調査を行なうとともに、しばしば領主にたいし、貢租の減免や「御救米」下付願を提出している。その1例を示しておけば、つぎの如くである。

乍恐奉願上候口上之覚

当年再度入水仕候処、当村ハ輪中之下村ニ而、田畑共皆腐ニ而、極難之者共江御救頂戴仕難有仕合ニ奉存候、然ル処村方一同夫喰之貯も尽果悲歎仕居候、此上如何仕候間田畑切起可仕哉、村役人共ニ而も歎息仕罷在、此姿ニ而ハ御高

相続も難仕候_{ニ付}、御時節柄奉恐入候得とも、当申年夫米御用捨被成下置、皆無所_江御救米戴_キ候様奉願上候、尤文化十二亥年入水仕、夫米四拾九石四斗三升三合之内、貳拾四石七斗壹升六合御用捨、殘貳拾四石七斗壹升七合、元米_{ニ而}翌子年ヨリ三ヶ年濟_ニ被成下置、畑方_江ハ為御救_与米百七拾俵被下置、難渋相凌御高相続仕候儀ハ、全御国恩之餘斗_ト難有奉存居候、右亥年前後豊作米穀下直_{ニ而}、切起も仕取続候得共、近年ハ凶作打続、殊_ニ当村義ハ地底之村方_{ニ而}、年々水腐相続困窮_ニ相迫リ罷在、夫_而不成米穀諸色高直_{ニ付}、村方一同下用米取賄候手段も更々無御座候間、恐多御願_ニハ候得共、何卒別格之御憐愍ヲ以願之通御聞濟被成下置候ハハ、大小之御百姓一同冥加至極難有仕合奉存候 以上

申十一月

	組頭	惣	四	郎
	同断	儀		平
	同断	庄	三	郎
	同断	嘉	兵	衛
	同断	八	右	衛門
	同断	孫	兵	衛
	同断	山田	俊	平
	庄屋	七	左	衛門
	同断	小川	逸	平
	同断	小川	新	左衛門
嶋	同断	青木	久	兵衛
友三郎様				
藤田孫太郎様	同断	小川	権	十郎
辻彦藏様	同断	山田	五	左衛門
神山兵藏様	同断	青木	久	八

(万延元年「諸願書并村送留帳」,……は筆者)

この際の村役人によってなされた調査書に主として基づき、農民諸階層の

第6表 下佐波村土地保有別階層構成（文久元年）

100～	石	1				106		
90～100								
80～ 90								
70～ 80		1				76		
60～ 70		2	9	4.6		134	468	44.2
50～ 60								
40～ 50		1				49		
30～ 40								
20～ 30		4				103		
15～ 20		6	15	7.5	23.3	104	212	20.0
10～ 15		9				108		
7～ 10		17	32	15.8	23.3	141	228	21.5
5～ 7		15				87		
3～ 5		20	49	24.2	44.5	82	136	12.8
1～ 3		29				54		
0～ 1		41		20.3	44.5	16		1.5
0		54		27.6				
計		200人		100%		1,060石		100%

(1) 史料は南・北両組の「田畑高揃帳」により、各人の持高を合計したものである。

存在形態をみるのであるが、まず全体を概観する意味で、文久元年の土地保有別階層構成（第6表）と、北組内経営規模を基準とする地主・自作・小作別階層構成（第7表）とを示しておこう。

補注 第7表の地主・自作・小作別分類は、中村哲氏のとられた方法（『前掲書』）を参照し、貸借関係のあるものは、その大きい方を基準として、つぎの如く行なっている。

- a 地主——下佐波村持高10石以上で、貸付高が経営高の2倍以上
- b 手作地主——同持高10石以上で、貸付高が経営高の2割以上2倍以下。ただし持高10石未満のものは自作(c)に含めてある。
- c 自作——貸付高が経営高の2割以下で、経営高の9割以上が自作高
- d 自小作——経営高のうち自作高が5～9割（借受高が5割未満）
- e 小自作——経営高のうち借受高が5～9割（自作高が5割未満）
- f 小作——経営高の9割以上が借受高

第7表 北下佐波村(北組)経営規模よりみる地主・自作・小作別階層構成
(文久元年)

経営規模	北 組						南 組 入 作					
	a 地主	b 手作地主	c 自作	d 自小作	e 小自作	f 小作	a	b	c	d	e	f
35~40石								1				
30~35												
25~30								1				
20~25												
18~20	1											
16~18			1					2				
14~16												
12~14												
10~12		1						1	2			
9~10								1				
8~9				1								
7~8			1									
6~7			1	1					1			
5~6	1		3		4			2				
4~5			2	4	3			2	3	2	1	
3~4			3	3	4	2		1	2	1		
2~3			2	1	5	5		1	5	1	2	
1~2			1	1		6			10	3	1	
0~1			8	2	3	12			14		1	
計	2	1	22	13	19	26	0	12	37	7	5	0
%	2.4	1.2	26.5	15.7	22.9	31.3						

- (1) 史料は第1表に同じ。
- (2) 北組の無高=無作は、この年8戸存在している。
- (3) 南組入作分は参考として掲げた。

土地保有別階層構成にかんしては、すでに旧稿⁽⁵⁾において検討したので、ここでは述べないこととする。第7表の北組の場合を主としてみておけば、すでに地主2人(久兵衛、政之丞)が存在し、それは先にみた如く、明治2年には、更に経営規模を縮小している。その対極として小作・小自作層は54.2%に達しており、この段階で地主・小作関係は、かなり拡大していることを

知ることができる。しかしながら、42.2%の自作・自小作や無高＝無作層の存在、南組入作に、比較的大きな経営規模をもつ手作地主の存在等を考慮すれば、下佐波村全体としては、支配的に地主制が確立していたとはいえず、二つの分解の方向が並存していたとみるべきであろう。

第8表一Ⅰ～Ⅵは、文久元年の下佐波村内持高を基準として区分した、幕末維新期における農民諸階層の存在形態を示すものである。当村では、持高7石以上を「高持」と称しており、⁽⁶⁾ ほぼ7石前後の土地保有者を再生産可能な中農層とみなし得るので、20石以上層（地主層）、10—20石層（中農上層＝富農層）、5—10石層（中農層）、1—5石層（貧農層）、1石未満・無高層（半プロ小作層）と五つのグループに区分した。

補注 第8表作製に関する依拠史料その他について、ここで説明しておきたい。年号記載のないものは、すべて文久元（万延2）年の史料によっている。系譜の全くつながらないものなど、若干の戸は省略してある。

- (1) 村内持高は、下佐波村南・北両組「田畑高揃帳」の合算による。
- (2) 綿作付面積は、万延元年綿作畑6町4反3畝（「諸願書#村送留帳」）と慶応元年蒔付綿種合計103貫目（「綿種借入割渡帳」）とにより、反当り綿種1貫600目として算定した。（藍）作付面積は、弘化2年（「藍草作付覚」……総計9畝19歩）による。
- (3) 北組内持高・経営 a…地主 b…手作地主 c…自作 d…自小作 e…自自作 f…小作（第7表補注参照）
- (4) 村内級位・役職、雑穀所持、家族数は「雑穀有無取調書上帳」、「諸願書#村送留帳」、北組「宗門人別改帳」等による。雑穀総計は、米157俵2斗7升、糯2俵、粳11俵、搗麦52俵4斗8升、皮麦23俵4斗1升、小麦9俵4斗1升、粟8俵2斗4升、稗13俵4斗4升、黍4俵2斗3升である。煩雑を避けるため、米・麦・粟・稗・黍に分類して斗で示し、「貯品無御座候」とあるものは0とした。労働人口は15～60才とし、判明しているものを記入した。
- (5) 極難者については、万延元年10月「初度於御米蔵錢頂戴之者極難之者人数取調帳」、万延2年正月「初度稼出調困窮之者手業書取調」、同年2月「困窮之者手業稼出シ調帳」・「再度仕訳帳困窮之者人数取調下帳」による。
- (6) 幕末期営業については、拙稿「階層分化の概観」参照。㊦…官代地縞 ㊧…棧留縞 ㊨…結城縞 内…内機 出…出機 引…引機 ㊩…綿織マニユファクチュ

アとみなされるもの

- (7) ○…頭百姓, ◎…頭分三苗(青木, 小川, 林), ⊗…天保期村方騒動で, 脇百姓側に加担した頭百姓, ×…脇百姓, ×[△]…同上騒動における村役人相手どり出願の脇百姓, ×[○]…同上脇百姓側の惣代(拙稿「村方騒動」参照)
- (8) 慶応2年困窮者…○, 借銀者…△, 周知の如く同年は全国的に百姓一揆, 打こわしの最高揚期である。当村では, 万延元年以上の大風雨により「高桑村堤切入水, 昨冬以来増々諸色高直ニ而」, 御救米麦錢を受ける「潰家極難者」が続出しており, 銀「拝借之者」は上層農民にまで及んでいる(慶応2年「極難者拝借之者人数名前取調帳」・「極難之者江御救米割渡請印帳」等)。この際の歎願書の1例を示せば以下の如くである。

乍恐奉歎願候口上覚

当村儀ハ素ヨリ底地ノ下村ニテ、水損旱損ノ難渋困窮村ニ候処、昨年ヨリ今年ト打チ続キ入水ニテ重々困窮ニ迫リ、必至ニ凌ギ方無御座候ニ付、先般御救頂戴仕漸々今日マデ凌ギ参リ候得共、前代未聞ノ諸物価ハ高直ニテ、只今ヨリ露命繋ギ方無御座候間、御時節柄ハ奉恐察候得共必至ノ場合ニ至リ候間、無別廻紙小前ノ極難ノ者ヘ御救ヒ、其ノ他ノ者ヘハ何卒来夏麦秋マテ扶食相成候品ヲ拝仕リ度候様、追々願出候間此段奉願上候…(以下略)

慶応二年寅十月

兩下佐波村

組頭

庄屋

連名印

小原嘉市郎様
辻彦藏様
後藤恭平様

(……は筆者)

なおこの年8月, 村役人水防の不手際を責め, 5ヶ村数百人におよぶ「小前之者…庄屋・水防持場役山田五左門方へ押シ掛ケ」という村方騒動がおこっている(「諸事日記帳」)。この件に関しての分析は別稿に期したい。

- (9) 明治期への見通しを得るため, 備考欄に, 明治12年の土地所有と営業の判明するものを記入した。前者は同年「田方畑方税金勘定帳」より地価を算出し, 佐波村反当地価, 田39円85銭, 畑43円84銭(「美濃国郡村田畑地価老反歩当取調帳」)により, 反別を逆算したものである。後者は同年「諸税領取鑑札渡記載帳」による。
- (10) その他, 主として北組に属するものであるが, 分家関係・五人組頭(以上「宗門人別改帳」), 織屋奉公(明治元年「覚」), 日雇(慶応元年「丑年職人日雇取調勘定帳」・明治2年「御物成勘定帳」)等を備考欄に記入した。

第8表—I 下佐波村20石以上層の存在形態(文久元年) 9戸

史料番号	名前	村内持高石	綿面(藍)積作付畝	北組内持高・経営				村役職内級位	雑穀所持					家族		幕末期営業	慶応2年頭・脇百姓	備考	
				持高石	貸付高石	借受高石	経営高石		米	麦	粟	稗	黍	総数	労働人口				困窮者○△
北組	10 久八(久兵衛)	75.75	4.21	71.13	59.15	6.41	18.39a	上庄屋(ク)	52	13				6	5	②内, ③内, 出10(天保5~弘化2) 総糸問屋(弘化3~嘉永2)	◎	1791	分, 22加納藩勘定方(弘化3~)
南組	111 円右エ門	49.64	31.06	21.05	4.79		16.26b	上庄屋	16	15	3	1.5	5			質屋年収60兩(弘化4)	○	611	庄屋(元治1)
	113 嘉市	28.90	15.18	13.21	2.26		10.95b	上庄屋	36	10		3	6				○ △	279	分, 167
	123 権十郎(逸平)	67.62		19.81	3.71		16.10b	上庄屋(ク)	68	20	5	15	14				◎	698	
	126 五左エ門	105.66	12.15	52.68	21.45	8.38	39.61b	上庄屋	32	12			9				○	1350	
	145 宅藏	21.91		10.78	0.46		10.32c	上庄屋	28	5			3				○	233質屋	
	167 彦四郎	66.50	(1.00)	35.98	13.31		22.67b	上庄屋	70	32	10	2	9		③出8(元治1)	○	517	庄屋(元治1)	
	168 武兵衛	23.24	12.15	11.17	0.08		11.09c	上庄屋	4	5			6		③引1(安政6)	○ △	205		
192 林六	28.73	12.25	4.33	0.93	0.82	4.22b	上庄屋	24	15		5	10		③引1(安政4~6)	○ △	302			

第8表-II 下佐波村10~20石層の存在形態(文久元年) 15戸

史料番号	名前	村内持高石	綿面積 畝 作付	北組内持高・経営				村役 内職 級位	雑穀所持					家族 総 労働人口	幕末期営業	頭・脇百姓	慶2年 借銀者 困窮者 ○△	備考		
				持高石	貸付高石	借受高石	経営高石		米	麦	粟	稗	黍					明治12年 土地所有 営業	その他	
									斗	斗	斗	斗	斗					数	人	
北組	9元永	11.46	2.18	10.35	7.01	8.45	11.79b	上	0					8		◎		37	観音寺	
	72八右エ門	16.57	1.21 (0.15)	15.90	0.83	1.25	16.32c	上組頭	44	10				8	5	◎引2 (安政4~6)	◎	△	170	
	81政之丞	19.17		17.86	12.02		5.84a		/							◎		分,10 加納藩医,転住 (天保13~)		
	86由兵衛 (作十郎)	13.76	2.15	7.75	0.68		7.07c	中	8	3				4	2	◎引 (天保11)	× ^a	△	144	
南組	119源内	15.97	12.15	4.08	0.23		3.85c	上	28	15	5			7			○		97	
	129七左エ門	17.65		6.63	1.23		5.40b	上庄屋	24	17	7			7		質屋年取50両 (弘化4)	○		164	
	137七十郎	10.40	13.24	1.85			1.85c	中	10	5	0.3			5		◎引◎引,1 (天保11)(安政6)	○	△	184	
	138助治郎	10.43	3.25 (1.00)	2.54	0.33		2.21c	上	12	5		1		5		◎引1 (安政6)	◎	△	90	
	143俊平	18.26	6.21	7.97	2.77	0.30	5.50b	中組頭	8	3				5					13	分,126
	146忠兵衛	11.39		5.19	0.87	0.49	4.81c	中	6					5		綿賃打(弘化4)	◎	△	106	
	159友藏	12.72	6.09	6.91	4.27	6.81	9.45b	上	12	16	8	2		5			× ^a	△	461	
組	173曾平	12.46		7.82	1.15		6.67c	中	2	5	7			11		◎引5~6 (安政4~元治1)	○	△	150	
	176孫兵衛	13.81	9.12	6.81	2.07		4.74b	中組頭	4 5					5			○		132	
	182弥左エ門	11.57		6.54	3.72		2.82b	中	6 2					4			×		?	
	193林右エ門	15.79	12.15	4.56	1.16		3.40b	上	12	18	2			8			○	△	172	

幕末維新期における農民階層の存在形態

第8表-Ⅲ 下佐波村5~10石層の存在形態(文久元年) 28戸

史料 番号	名 前	村 内 持 高 石	綿 面 積 畝	北組内持高・経営				村 役 職 内 級 位	雑穀所持					家 族 総 数	勞 働 人 口	幕 末 期 營 業	頭・ 脇 百 姓	慶 応 2 年 困 窮 者 ○△	備 考	
				持 高 石	貸 付 高 石	借 受 高 石	經 營 高 石		米	麦	粟	稗	黍						明治 土 地 營 業	12年 所 有 畝
北 組	1秋三郎	5.11	0.21	3.83	0.14		3.69	c	下	4.1	0.8	3	3	②引, 1(安政6)	×	○	39			
	7勘之助	9.70	1.09	6.84	0.15	0.05	6.74	c	中	12	10	8	4		×	△	99 結城棧留 縞卸売			
	16金助	5.21	5.00	2.28		1.16	3.44	d	中	8		4	4	②内, 2 (文政13~天保6)	×	△	42 日雇(慶応1)			
	18吉右エ門	7.25	6.06	7.25	0.51	0.20	6.94	c	中	2	1	8	7		×	△	121 日雇(慶応1)	五人組 頭		
	27権蔵	5.58	12.15	2.14		2.67	4.81	e	中	1	5	2	6	5		×	△	109 結城棧留 縞卸売		
	39甚太郎	8.03	3.12	6.10		0.38	6.48	c	中	10	15	5	4	4	2	②引, 1(安政6)	◎	△	105	
	40新蔵	5.91	5.00	1.61		0.58	2.19	d	中	2.5		5	4			×	△	65		
	47十太郎	6.61	3.03 (0.20)	2.93		1.26	4.19	d	中	8	4	3	2			×	○	75	五人組 頭	
	58太四郎	9.24	10.00	8.47	2.05	0.19	6.61	c	中	4	1	0.4	3	2		◎	△	127		
	59長右エ門	7.98	9.12	7.96	0.28	1.21	8.89	d	中	6	1		7	4	②内(天保10) ②田, 5(弘化4)	◎	△	129	五人組 頭	
	62長太郎	7.92	6.06	5.51		1.27	6.78	d	中	0			8	4	②内, 1 (文政13~天保3)	×	△	81 日雇(慶応1)	五人組 頭	
	63長四郎	5.24		3.68	1.57		2.11	c	中	2			6	3		×	△	85	分, 47	
67伝四郎	7.63	3.03	2.49	0.10		2.39	c	中	1	1		3	3		×	○	△	5		

南	110	伊左エ門	8.42		0.81		0.81 c	上	8 11	5		○		82		
	112	嘉兵衛	8.42	18.24	4.19		4.19 c	中組頭	16 10 1 2	4		◎		117 結城棧留 縞卸・小売		
	118	源七	6.89	13.24 (0.02)	0.78		0.78 c	中	8 5 0.5	5		○	△	61		
	141	清兵衛	7.18	6.21	4.36	1.31	1.26	4.31 d	中	4 5 5	4	⊕内, 3 (安政4~元治1)	◎	△	127	
	142	曾七	7.18		2.40		0.74	3.14 d	中	4 1.5 1	5	⊕引(天保11)	○	△	81	
	157	徳藏	7.48		0.42	0.17		0.25 c	中	4 0.6	8 4		○		86 結城棧留 縞卸売	
	158	留平	9.37		4.13	0.08		4.05 c	中	6 7 2 2 3	9	⊕引(天保11) 縞賃打(弘化4) ⊖引, 1(安政6)	×		?	
	160	藤左エ門	8.54	(0.20)	1.11		0.21	1.32 d	下	0	5 4	道具商(弘化4) ⊕引, 1(安政6)	○	△	47	
	162	富三郎	8.02		1.89			1.89 c	中	4 2 1	4	⊕引(天保11) ⊕引, 1 (安政4~6)	○	△	93	
	164	仁左エ門	6.61	3.24	3.22	0.3		2.92 c	中	2 1	6	⊕引, 1 (安政4~6)	×	△	92	
	171	又左エ門	5.48		4.50		0.22	4.72 d	中	6 10 5 5 1	4		◎		99	
	172	又五郎	9.43	6.09	1.80			1.80 c	中	4 6 1	6	⊖引, 1(安政6)	○		162	
	179	元助	5.31	12.15	2.27	0.49		1.78 c	下	0	5 4	⊖引, 1(安政6)	×	○	88	
	184	安右エ門	9.05	18.24 (0.10)	2.53		0.01	2.54 d	中	2	7 4		× [△]	△	78 穀物卸売	
187	祐右エ門	5.41	7.15	2.57			2.57 c	中	3 5 5	2		○	△	46		

組

第8表—IV 下佐波村1～5石層の存在形態（文久元年）45戸

史料番号	名前	村内持高 石	綿面積 (藍)作付 畝	北組内持高・経営				村役職 内級位	雑穀所持					家族 総労働人口	幕末期営業	頭・脇百姓	慶応2年 困窮者 借銀者 ○△	備考	
				持高 石	貸付高 石	借受高 石	経営高 石		米	麦	粟	稗	黍					明治12年 土地所有 営業 畝	その他
北組	11 儀平	2.25	6.09	2.06		1.79	3.85 d	下 組頭			0		6	3		◎		0	
	14 喜与七	1.02				0.23	0.23 f	下			0		5	5	㊦引(天保11)	◎		0	分,39
	15 善四郎	1.86	6.12	0.64		3.16	3.80 e	中	6	4			7	7		×	△	15	分,52
	21 九左エ門	1.46	6.18	1.16		3.53	4.69 e	下	3				5	4	竹商(嘉永5)	◎	○	23 日雇(慶応1)	分,39
	24 慶藏	2.00	3.03	1.82		3.30	5.12 e	下			0		5	5	㊦引, 1(安政4~6)	◎	△	65	
	26 幸右エ門	1.01	12.15	0.36		0.14	0.50 d	下			0		2	1	小商い(弘化4) ㊦引, 1(安政6)	×	○	0	分,40
	30 作平	1.19				1.84	1.84 f	下			0		4	3	織屋(明治1) 抱奉公人, 女2	×	○	11 菓子小売 日雇(慶応1)	分,51
	34 新兵衛	4.22		3.78		0.81	4.59 d	下			0		2	2		◎	○	49	分,57
	41 庄平	2.51	5.00	0.73		1.37	2.10 e	下	1				3	2		×	○	39	分,16
	42 治郎右エ門	2.51	7.15 (2.00)	2.17		1.75	3.92 d	下	2				5	4	㊦引, 1(安政6)	×	○	10	
	43 治平	4.88	3.03	3.44		0.25	3.69 c	中	1	1			3	2		×	○	19	分,42 五人組頭
	44 庄右エ門	3.71	12.15	2.89		1.96	4.85 d	下			0		4	3		×	△	63	分,27
	45 庄九郎	2.39	9.12	1.70			1.70 c	中	4	6			6	3		×	○	56	
	46 治右エ門	1.61	1.21	0.88		0.87	1.75 d	下	1.5				3	3	㊦引, 1(安政6)	×	△	3	分,45

	51	助左エ門	2.03	1.09 (1.00)	2.03	5.97	8.00	e	下	0	5	4	㊦引, 1(安政6)	× [△] ○	0		
	52	助 市	4.97	6.06	3.53	0.39	1.47	4.61	d	下	0	6	3	㊦引, 1(ノ)	× [△] △	日雇(慶応1) 21分, 89	
	54	清 五郎	3.13	3.24	1.91	0.28	2.71	4.34	e	下	13.8	9	5	㊦引, 1(ノ)	× [△] ○	59	
	55	其 平	1.93	0.21	1.62	2.63	4.25	e	下	3	4	3	2	㊦内, 1(天保2~6) ㊦引 (ノ 11)	× [△] △	転住(慶応3~)	
	57	宅之亟	2.14	6.06 (0.05)	2.14	3.39	5.53	e	下	0	9	2		◎ ○	49	分, 59	
	60	千代蔵	2.23	6.03	0.38	1.62	2.00	e	下	1.2	0.8	1.2	7	5		× [△] ○	17
	64	長之助	3.78	7.15	3.78	0.07	0.41	4.12	c	中	4	6	5	2		× [△] △	日雇(明治2) 50
	78	万右エ門	1.34	3.24	1.34	1.99	3.33	e	下	2	6	5	㊦引, 1(安政4~6) ㊦内, 3(元治1)	◎ ○	20	分, 39	
	79	牧左エ門	1.50	4.12	1.14	0.21	4.93	5.86	e	下 組頭		5	3		◎	瀬取船 23	
南	117	久 内	2.00		1.56	0.18	0.13	1.51	c	下	7	4	2		× [△] ○	日雇(慶応1) 27	
	120	源 助	1.67	6.21	0.22	0.24	0.46	e	下	4	1.2	6	3	㊦引, 1(安政6)	○ ○	20	
	122	源 吉	2.87	12.15	0.08	0.08	c	下	5	3	3		○ ○	0	古道具商		
	128	三五郎	3.97		1.81	0.50	1.31	c	中	2	5	3	㊦引, 1(安政4~6)	○ ○	7		
	131	新左エ門	3.20		1.25	0.34	0.33	1.13	c	下 庄屋	4	3	5		◎ △	24	天保期まで 世襲庄屋
組	132	四郎左エ門	4.57		0.53	0.76	1.29	e	下	4	6	5	5	㊦引, 1(安政6)	○ ○	25	
	133	甚 内	1.93		0.41	0.05	0.36	c	下	0	8		豆腐商(弘化4)	× [△] ○	0		
	135	甚 蔵	3.60	18.24	1.00	1.00	c	下	5	5		㊦引(天保11)	○ △	37			
	144	曾右エ門	1.07						下	0	5	3	㊦引(ノ)	○ ○	23		

史料番号	名前	村内持高 石	綿面積 (藍作付) 畝	北組内持高・経営				村役職 内級位	雑穀所持					家族 総労働人口	幕末期営業	頭・脇百姓	慶應2年 困窮者 借銀者 ○△	備考	
				持高 石	貸付高 石	借受高 石	経営高 石		米	麦	粟	稗	黍					明治12年 土地所有 土営業 畝	その他
147	忠蔵	2.64						下	0				4 4	④引, 1(安政6)	⊗ ^a	○	20		
155	恒五郎	4.63	7.15	1.03	0.49		0.54 c	下	0				7 5		○	○	10		
166	兵蔵	4.84	3.24 (1.00)	0.67			0.67 c	中	2 5				7 3	④内5 (安政4~6)	×	○	0 結城棧留 綿卸売		
169	孫吉	2.23		0.36	0.34	0.10	0.12 c	下	0				4 2	④引, (天保11) ④④3~6 (弘化2~元治1)	◎	○	52		
178	元右エ門	4.12	6.09	1.32	0.05	0.33	1.60 d	中	1.5 1				5	④引(安政6)	○	△	61		
180	紋三郎	3.37	2.15	1.38			1.38 c	下	0				5 2	綿賃打(弘化4)	○	○	5 雑商		
181	弥兵治	1.37	6.09	0.39		3.94	4.33 e	下	0				5 5		× ^a	○	17		
183	安兵衛	3.57	18.24					下	0				7 4	④引, 1(安政6)	×	△	23		
185	勇助	4.61		1.26	0.08		1.18 c	中	2 2				2 2		× ^a	△	28		
186	祐左エ門	3.13		0.67		0.59	1.26 d	下	0.5 0.6				6 4	酒取売(弘化4)	○	△	13		
189	要八	2.5	(0.05)	0.80	0.16	1.37	2.01 e	下	1 2				4 2	④引, 1(安政6)	○	○	22		
191	林内	1.64	3.03	0.41		1.85	2.26 e	下	0				4 4		◎	○	34		
214	茂助	2.26						下	0				7		○		61 結城棧留 綿卸・小売		

南

組

第8表-V 下佐波村0~1石層の存在形態 (文久元年) 30戸

史料番号	名前	村内持高 石	綿(藍)積 作付 石	北組内持高・経営				村内級位	雑穀所持 斗	家族		極難者				幕末期営業	慶應2年 頭・脇百姓 困窮者 〇△	備考		
				持高 石	貸付高 石	借受高 石	経営高 石			総 数	労働人口	扶 持	土 持	奉 公	袖 乞				耕作面積 畝	手(〇) 業(カ) 月(月)
北	3	円六	0.22	0.22	2.12	2.34	f	下々	0	4	3	1	2	120	糸延, 小 商い, 500文	〇	〇	0 日雇(明治2)		
	5	応助	0.62	2.03	0.62	3.35	3.97	e	下	0	6	2			紺屋 (天保5~)	◎	△	19 分, 22		
	12	善右エ門	0.14	0.27	0.14	0.45	0.59	e	下	0	5	3			④内2 (天保2)	⊗ [△]	△	3 日雇(慶応 1~明治2)		
	20	倉七	0.20	1.09	0.20		0.20	c	下	0	2	2				◎	〇	絶家(慶応3 ~)	3 分, 91	
	22	源兵衛	0.01		0.01		0.01	c	下	0	5	4			④内, 1 (天保5~10) ②引, 4 (安政6) ④内7 (元治1)	◎	△	27 結城棧留 繰卸売	天保期 まで世 襲庄屋	
	25	源八	0.43	2.06	0.24	1.78	2.02	e	下	麦	5	2	2			大工 (弘化4) ②引, 1 (安政6)	× [△]	〇	0	
組	28	左平次 後家	0.17		0.17		0.17	c	下々	0	2	1	1	1	0	糸延 150文	× [△]	〇	娘, 織屋奉 公(明治1)	
	31	三四郎 娘	0.51		0.51		0.51	c	下々	0	1	1	1	0	0	糸延 200文	× [△]	〇	13	
	38	周八	0.9		0.9	3.02	3.92	e	下	0	5	4				×	〇	24 小間物小売		

史料番号	名前	村内持高	綿面積 (藍)作付 石 畝	北組内持高・経営				村内級位	雑穀所持 斗	家族		極難者					幕末期営業	頭・脇百姓	慶応2年 借銀者 困窮者 ○△	備考	
				持高 石	貸付高 石	借受高 石	経営高 石			総 数	労働人口	扶持米 持	土奉 公	袖乞 札	耕作面積 畝	手(二カ月) 業稼					○
48	重右エ門	0.30	3.24	0.14	1.40	1.54	f	下	0	8	5						×	△	5	分, 47	
56	太兵衛	0.50		0.50		0.50	c	下	米 8 麦 2	5	2					⊕出7 (嘉永2)	◎	○	0 日雇(明治2)	分, 59	
65	忠左エ門	0.22	2.15	0.22	3.29	3.15	f	下々	0	3	2	1	2	30	⊕引 550文		×	○	絶家	分, 83	
66	伝右エ門	0.31		0.13	2.34	2.47	f	下々	0	7	5	3	1	3	16	⊕引 680文		× ^a	○	娘, 織屋奉公 (明治1)	
75	彦八	0.20		0.20		0.20	c	下	0	1	1						×	○			
80	又吉	0.85		0.85	0.40	2.39	2.84	e	中	米 4 麦 13 粟 5	7	4						◎	△	15 結城棧留 縞卸売 日雇(慶応1)	
83	弥兵衛	0.31	2.15	0.31	1.81	2.12	e	中	0	1	1							◎	○	34 棧留縞卸売	
84	吉松	0.72			0.17	0.17	f	下々	0	2	1	2		0	本人病 業仕事 糸延 300文		×	○	0		
88	竜右エ門	0.25		0.25	0.57	0.82	e	下	0	5	2							× ^a	△	出奔 (文久2)	分, 51

北

組

	89	利左エ門	0.07		0.07	0.40	0.47	e	下々	0	4	3	2	2	4	総糸線 糸延 薬仕事 400文	×	△	○	2	
	90	六兵衛	0.63	6.09	0.63	0.47	2.74	2.90	f	下	0	4	2				◎	○		23 日雇(慶応1)	分, 79
南	114	数右エ門	0.34	7.15	0.34		0.34	c	下	米 1 1.5	4	2				⊕引 (天保11) ⊖引, 1 (安政6)	⊗	△	○	11	
	125	権之助	0.92						下	0	2	2					⊗	△	○	?	
	139	助十郎	0.13	12.15	0.13		0.13	c	下	0	7	6					×	○	○	12	
	161	藤藏	0.44	(0.15)	0.36	0.17	0.19	c	下	0	9	7					×	○	○	0	
	175	増右エ門	0.82	6.09	0.14		0.14	c	下	0	5	3					×	○	○	5	
	177	紋右エ門	0.63	2.15	0.29	0.14	0.15	c	下	0	6	5					×	○	○	?	
	198	嘉吉	0.47							下	0	1	1				紙・ろう そく商 (弘化4)	×	△	○	?
組	215	祐藏	0.29	4.12					下	0	3	2					○	○	○	0	
	221	菊藏	0.31						下	0	5	2				竹商 (嘉永5)	◎	○	○	9	
	225	三右エ門	0.22						下々	0	10	4	4	5	1	10	農業道具 日雇 糸延 ⊕引 470文	○	○	○	?

第8表-VI 下佐波村無高層の存在形態 (文久元年) 46戸

史料番号	名前	綿面(藍)積作付 畝	北借(經)組受内高石	村役職内級位	雑穀所持斗	家族		極難者					幕末期営業	頭・脇百姓	慶応2年借銀者 困窮者 ○△	備考	
						総数	労働人口	扶持米	土持	奉公	袖乞札	耕面作積 畝				手(二)業カ月稼	その他
2	伊十郎			下	0	2	1						◎	○		0	分,72
4	栄助			下々	0	2	2		1	1	0	家内病日雇, 繩150文	×△	○	絶	家	
6	甚四郎			下々	0	4	2						◎	○		5	
8	勘右エ門	3.24	9.36 f	下々	0	5	4	3	2		80	農業道具糸延, 繩300文	×△	○		3	
13	銀藏娘	0.12 f		下々	0	1	1			1	1	父・弟病死糸延 100文	×	/	絶	家	
17	久平	3.18	2.20 f	下	0	4	4					⊕引, 1(安政6)	×△	○	0 日雇(慶応1) 定吏, 触状持 (明治2)	分,25	
23	源六			下々	0	3	2						◎	○	0 定吏, 触状持 蔵番(明治2)	分,67	
29	左七			下々	0	1	1						◎	○	0 日雇(慶応1)	分,80	
32	貞四郎	3.24		下	0	1	1						◎	○	0 日雇(慶応1 ~明治2)	分,33	
33	庄三郎		3.06 f	中組頭	4	6	2						◎		23 栈留縞小売, 雜商	分,5	
49	丈助		1.52 f	下々	0	4	2	2	2		13	糸延, ⊕引 350文	⊕引, 1(安政6)	×△	○	2	分,64
50	助四郎	0.21	0.22 f	下	0	3	2						⊕出, 20(弘化4) ⊕出, 10(嘉永2)	◎	△	143	分,10

北
組

北 組	61	長七	4.12 (0.02)	1.26 f	下	米 麦 稗	2 3 3 4	3	3				×	△	○	日雇(慶応1)	17		
	68	友七		0.05 f	下		0	6	4				◎	○	○	綿小売, 雑商 日雇 (慶応1 ~明治2)	0	分, 83	
	69	藤十郎		0.47 f	下々		0	4	3	2 2	4	糸延, 薬仕事 200文		◎	○	○	0		
	70	藤太郎		1.09 f	下々		0	4	4	1 2 1	11	日雇, 糸延 農業道具 250文		×	○	○	0	分, 13	
	71	友右門 後家		0.47 f	下々		0	4	3	2 1 1	4	糸延, 引 1貫200文	㊦内, 1(天保5, 6) ㊦引, 1(安政6)	×	○	○	娘, 織屋奉公 (明治1)	0	分, 45
	76	兵右衛門		1.17 f	下々		0	3	2	1 2	10	綿打, 糸延 引 300文		×	○	○	3	分, 60	
	77	平左門		0.59 f	下		0	3	2					×	○	○	日雇(慶応1)	0	分, 28
	82	孫四郎	1.27	0.11 f	下		0	3	2					×	○	○	0		
	85	与兵衛		0.70 f	下々		0	4	4	2 1 1	6	糸延, 日雇 200文	㊦内, 1(天保6) ㊦引 (夕 11)	×	△	○	娘, 織屋奉公 (明治1)	0	
	91	和兵衛		0.15 f	下		0	6 (内掛入1)	6				菓子, 豆腐 酒取売(弘化4)	◎	○	○	6		
南 組	121	嘉平治			下々		0	6	4	3 1 2	5	糸延, 引 750文		㊦引, 1(安政6)	○	○	1		
	134	甚兵衛 後家			下		0	1	1					引 (天保11) 引, 1(安政6)	○	○	0		
	188	与右門			下		0	5	3	2 2 1	3	本人病, 糸延 250文		×	○	○	娘, 織屋奉公 (明治1)	0	

史料 番号	名 前	面積 畝	北借(經 組受管高) 内高石	村内 級位	雑穀 所持 斗	家族		極 難 者					幕末 期業	頭・ 脇百 姓	慶 應 2 年 借 銀 者 ○△	備 考		
						総 数	勞 働 人 口	扶 持 米	土 持	奉 公	袖 乞 札	耕 面 積 畝				手 業 稼 稼	○	△
190	与三右エ門			下々	0	4	2	1 (他1,親元江戻ス)	3		20	本人病 糸延 160文		○	○		0	
197	嘉 平			下々	0	4	2	3	1		52	薬仕事(わらんじ) 400文		×	○		0	
200	喜左エ門			下	0	7	6							×	○		0	
201	源 四郎	6.09		下々	0	6	5	3	3		70	農業道具 糸延, 引 760文		○	○		0	
202	吾 一			下々	0	2	2		2		50	日雇, 糸延 農業道具 引, 総糸線 250文		×	○		0	
203	五右エ門			下々	0	6	5	3	3		75	糸延, わらんじ, 農業道具 300文	引, 1(安政6)	×	○		0	
204	幸 助	2.15		下々	0	7	3	3	4 (他1, 出奔)		50	糸延, 繩 農業道具 200文		×	○		0	
205	新之丞			下々	0	3	2	1	2		45	1カ月=10日 奉公, 糸延 農業道具 180文		×	○		0	
208	十左エ門 後家			下々	0	1	1			1	0	糸延 130文		◎	○		0	

南

組

南	209	善助		下々	0	4	2	3	1	20	本人病, ㊤引 1貫140文		○	○	0		
	210	藤右エ門		下	0	6	4					㊤引, 1(安政6)	×	○	0		
	211	直藏	7.15	下々	0	5	4	2	3	80	糸延, 繩 農業道具 500文		×	○	0		
	212	牧藏		下々	0	7	5	2	5	100	㊤引, 繩 農業道具 540文		×	○	4		
	213	増藏	7.15	下々	0	9	6	4	4	1	70	日雇, 糸延 農業道具 180文		×	○	0	
	216	与左エ門	7.24	下々	0	4	3							○	○	0	
	217	勝右エ門 後家		下々	0	5	4	2	2	1	4	糸延 130文		○	○	4	
	219	甚助		下	0	3	2						㊤引, 1(安政6)	×	○	?	
	227	柳藏		下々	0	1	1			1	0	独身, 病気		×	/	絶	家
	228	清助	3.03	下	0	5	2							×	○	5	
組	229	寅吉		下々	0	4	3	1	2	1	12	日雇, 糸延 150文		×	○	?	
	230	小左エ門		下	0	5	4						大工(弘化4)	×	/	転	住

I 20石以上層（地主＝村役人層） 9戸

この層に属するものはすべて村内級位は上位、頭百姓であり、大水害による不作の年にもかかわらず、米麦などの雑穀所持も大である。No10久八は地主であるが、年季奉公人男・女各2人、18石余の経営である。慶応元年の「職人日雇取調勘定帳」によれば、この年、日雇18人、うち「畑日雇・田植・苗取」など農業生産に数人の日雇を使用している。南組8戸のうち、村最高の持高105石余、経営高約40石のNo126五左門を筆頭に、出作経営高10石以上のもの7戸、綿作1反歩以上のもの5戸が存在している。久八の場合からみて、村全体では、多数の雇傭労働力（年季奉公人・日雇など）に依存するかなり大きな手作地主とみなし得るであろう。庄屋3戸のうち、2戸は頭分三苗に属し、親子揃って庄屋職についている。元治元年には、新しく、No167彦四郎、No111円右衛門の2人が庄屋職に加わっており、総じてこの層は地主＝村役人（庄屋）層とみなされる。

久八家が天保一弘化期頃織屋経営をなし、弘化3年には日高総糸問屋、さらに加納藩勘定方となり、その後、急速に土地集積を進めて地主化したことは、すでにみたが、No111（弘化4年質屋）、No167（元治元年棧留縞出機8）などの例からみて、彼らは一面商業高利貸資本として土地集積を進めるとともに、かなりの雇傭労働をもつ、手作地主でもあったと思われる。

慶応2年、5カ村数百人におよぶ「小前之者……山田五左門（No126）方へ押シ掛ケ」（補注8）たことからわかるように、幕末期この層と、中農以下、広汎に存在していた半プロ的貧農層との対立関係は明らかである。このグループにも安政期に、2戸が棧留・結城縞引機に従事していること、慶応2年には借銀者3戸を出していることなどは、注目すべきであるが、明治12年にはすべて2町歩以上、うち5戸が、5町歩以上の土地所有者となっている。とりわけ五左門・久八のその後の土地集積は顕著であり、それぞれ13町5反・17町9反の大寄生地主となっている。⁽⁸⁾

II 10～20石層（中農上層＝富農層） 15戸

№81政之丞については前にもみたが、文化2年久八（Iグループ№10）の分家であり、天保13年以來「拾人扶持加納藩医」として転任している。⁽⁹⁾したがって、その後の「宗門人別改帳」には載せられていない。土地所有・貢租関係の帳簿にのみ、記載されていることは、明治11年、最終的に所有地を、八久家に売り渡す（注8参照）まで、土地監理は同家があたり、その間政之丞は不在地主とみなすべきであろう。

政之丞を除いた、この層14戸の村内級位は、上・中位相半ばしており、庄屋1戸、組頭3戸を数えている。№9観音寺を除いて、雑穀所持もかなり多い。この層の平均経営高は、11—12石であり（第2表—I参照）、一部地主化の傾向がみられるが、家族労働のみでなく、若干の雇傭労働をもつ経営が想定され、概してこのグループは、中農上層＝富農層とみなし得るであろう。安政期、引機従事者は4戸、慶応2年借銀者は8戸存在している。№173曾平は、安政一元治期、棧留縞内機5～6機を経営する綿織マニユファクチュアとみなされ、幕末期農業経営とともに、綿業における小ブルジョア的發展を示すものといえよう。

№86由兵衛・№159友蔵・№182弥左エ門の3戸は、脇百姓であることに注目したい。そのうち友蔵（文政12年土地保有4反余）・由兵衛（天保2年持高3石余）は、天保期村方騒動において、「村役人中相手取る、脇百姓側願主に名を運らねている。安政一元治期、領主へそれぞれ40両・15両を献金し、頭百姓のみに許された特権である「薄天井・石垣・囲込瓦庇家作」・「土瓦庇家作」を許可され、⁽¹⁰⁾慶応元年には1町5反余・9反9畝余、明治12年には4町6反余・1町4反余の土地所有者となっている。綿業など、商品生産とのかかわりについては、天保期、由兵衛が官代地引機に従事していることのほか、不明であるが、何れにしろ、幕末維新期における、脇百姓の富農化とみることができる。

明治5年7月、頭・脇百姓の係争が、笠松県庁にもち込まれたとき、友蔵・由兵衛は、吉右エ門（Ⅲグループ№18）とともに、脇百姓側の代表とな

り、旧来の「郷例」(村法)をたてに、頭分の特権を固執しようとした村役人頭百姓側にたいし、「上下之差別不相立、身分相応之義以来差支無之様」との願書を県に提出し、協百姓側の勝訴をもたらしている⁽⁶⁹⁾。以上のことから、この時期の階級配置における、彼らの地位を知ることができるであろう。

Ⅲ 5—10石層(中農層) 28戸

この層は、持高のうち、貸付高は極めて少なく、平均経営高は、7石ほど(第2表一I参照)で、自作または自小作層として存在している。村内級位は28戸中、上位1戸、下位3戸を除いて、すべて中位、雇傭労働はほとんど考えられず、家族労働を中心とした、この地方の平均的な自作中農層である。雑穀は、「貯品無御座候」者3戸を除いて所持しているが、I・IIグループと比較すれば、はるかに乏しい。幕末期、綿織内機・出機・引機に従事しているものは、約半数の13戸、明治12年、結城・棧留縞卸売小売(織屋が含まれていると思われる)、穀物卸売をしている者が5戸存在し、商品生産者的中農層とみなし得よう。慶応2年の借銀者17戸・困窮者2戸、同元年久八家(IグループNo10)へ日雇として出ているもの3戸がある。

この層に属する協百姓は、頭百姓と同数の14戸であるが、天保期村方騒動における、協百姓側願主は8戸、惣代は3戸である。そのうちの1人、No67「伝四郎方江小前之者共大勢寄合申談⁽⁶⁹⁾」(同2年正月)して、村役人攻撃の基本方針・方法をきめていることから、この騒動における、彼らの役割を知ることができる。また伝四郎は同6年、No141清兵衛(村内級位はすべて中位)とともに、惣代となって、「当村之内(隣村よりの)出作高ニ相成居ハ分、村方江為買戻具ハ歟、又ハ相掟具ハ様」⁽⁶⁹⁾、村役人衆に願ひ出ており、明治5年の頭・協係争事件においても、村役人頭百姓にたいする、協百姓側出願の当事者であった⁽⁶⁹⁾。こうした事例は、先にみたNo18吉右江門の場合や、五人組頭が、この層に集中的にあらわれていることなどとともに、幕末維新时期の階級対立における、中農層の役割を推測し得るであろう。

Ⅳ 1—5石層(貧農層) 45戸

この層の経営高は、Ⅲグループよりはるかに小さく、4石前後（第2表—1参照）である。したがって、自小作ないし小自作層として存在する貧農層である。村内級位は、中位8戸を除いて、すべて下位である。雑穀所持は「貯品無御座候」者20戸、慶応2年の借銀者13戸・困窮者28戸を数え、凶作の場合、再生産は不可能であることを示している。したがって農業外営業に就かねばならず、幕末期引機従事者22戸、その他綿賃打・竹商・豆腐商・酒取売などがあり、慶応元年久八家（Ⅰグループ№10）日雇4戸が存在している。脇百姓21戸のうち、天保期村方騒動での願主は、惣代2戸・頭百姓よりの加担者1戸を加えて、15戸となっている。この層に庄屋1戸、組頭2戸がある。№131新左門は、南組筆頭の頭分庄屋を世襲していたが、天保期村方騒動により、退役・没落⁽⁹⁾している。再び庄屋に復職していることは、組頭2戸（№11・№79）およびⅥグループの組頭1戸（№33）とともに、彼らはすべて頭分三苗に属しており、そこには根強い頭分制の残存をみることができる。

棧留縞内機3～6機（弘化2—元治1）経営の№169孫吉、同5機（安政4—6）経営の№166兵藏（明治12年、結城・棧留縞卸売）は、たとえ一時的とはいえ、綿織マニファクチュア形態をとったものとみなされる。【なお、№30作平は、明治元年、判明しているだけでも、抱奉公2人をもつ織屋経営にあたっている（注⑨参照）。これらの事例から、この時期、農工分離の傾向を認めることができる。

V・VI 1石未満無高層（半プロ小作層）・76戸

1石未満層（30戸）および無高層（46戸）の、平均経営高は、1.59—0.95石（第2表—Ⅰ参照）と、極めて零細であり、若干の自作・小自作農を含んで、ほとんどが地主から零細な土地を貸り受ける小作であり、また農業経営に全く従事しない、無作層も存在している。かくてこの層は、農業経営のみでは、再生産は到底不可能であり、第8表の幕末期営業や、備考欄の記載からもわかるように、綿業関係の賃（引）機や職人・各種小商・日雇等に従事

しており、また小作地の借り受けさえできないものは、「無抛他国⁽⁴⁾罷出商ひ或ハ奉公者」(注⁽⁴⁾参照)に出ている。したがって、この層を、概括的に、半プロ小作層とみてよいであろう。

村内級位は76戸のうち、中位3戸、下位36戸のほか、すべて下々位である。多少とも雑穀を所持するものは僅か6戸に過ぎず、他は「貯品無御座候」者ばかりである。さらに慶応2年の場合をみれば、借銀者は7戸、困窮者は、絶家・転住者を除いた、ほとんどすべての64戸に及んでいる。脇百姓は44戸、頭分三苗(小川姓)に属しながら、脇百姓側、筆頭惣代として、「村役人中相手取」る、天保期村方騒動を指導したNa125 権之助を始め、⁽⁴⁾頭分から加担した3戸を含め、脇百姓側願主は16戸存在している。以上の諸点から、幕末維新期の階級配置における、この層の占める位置・役割は、自明のことといえよう。

ここで注目すべき若干の戸についてみておこう。Na22源兵衛(青木姓)は、北組筆頭の頭分庄屋を世襲してきたが、天保期村方騒動では、脇百姓側の最大⁽⁴⁾の攻撃目標とされ、退役・没落している。その後、「播州奉公稼」(嘉永2—安政4)より帰村し、⁽⁴⁾安政6年には、結城縞引機4機、元治元年には、この村最高規模の棧留縞内機7機を経営する綿織マニユファクチュアとなっており、⁽⁴⁾明治12年には、土地所有2反7畝、結城棧留縞卸売営業にあたっている。

Na5 応助は、源兵衛の分家であり、「紺屋ヲ家業」としているが、文政11年・天保6年の2度にわたり出奔している。⁽⁴⁾天保6年出奔の際、村役人によって調査された、応助の借財・家諸道具は、当時の紺屋経営の状態を知ることができるので、ここに掲げておこう(第9表)。応助の天保5年持高は0.618石、以後明治初年にいたるまで変化していない(明治12年、1反9畝)。第9表の内容からみても、かなり専門化した紺屋経営であったと思われるが、他面相当の小作地を借り受けていることがわかる。出奔の理由は、おそらく、紺屋経営における資金面の行き詰りで借金が嵩み、年貢・小作料未納分が増大

第9表 応助借財および家諸色売払分(天保6年)

年貢不足	米 石 0.4191 〃 0.295	去午御年貢応助扣高御物成之分 代金1両1朱 午御年貢米へ応助借請之分
小作米不足	〃 0.71 〃 1.79 〃 1.143 〃 0.37 〃 0.038	請作掬米之分(竹内) 〃 (笠松, 久右エ門) 〃 (山田茂兵衛=五左エ門) 〃 (五兵衛) 〃 (久兵衛)
メ	米 石 4.7651	代 5両斗り
金子借用	金 兩分朱 55 〃 15 〃 5 〃 3 借 〃 2 2 〃 3 用 〃 1 〃 4 〃	笠松久右エ門方 23ヶ年程以前之借用、利足ハ去午年迄年々速ニ相勤有之候 徳田村 居屋敷書入証文差入有之、利足ハ去午年迄相済居候 中佐波村門蔵方 住居蔵書入証文差出有之候 当村七左エ門方 内 880文染代かし有り、今般1両借用有之引残り分 日置江 中島勇右エ門方、藍代残り 伊藤繁蔵方、石灰阿く代 当村 喜与蔵方 藍之代 竹ヶ鼻 大沢文助方 〃 則武村 建左エ門方 〃
メ	金 110両斗り	
二口合	〃 115両程	
家諸色売払之分	金 2 3 〃 3 2 〃 2 1 〃 3 〃 1 銀14匁7ト5厘 金 1 〃 2 〃 2 1	添家(庇付, 長2間半 梁9尺) 当村惣右エ門ニ払 染部屋 (3間半3間 板家) 〃 和助へ払 住居家 (長4間半 梁2間2尺, 但シ前側庇付竹はしご壹ツ) 嶋村江払 当村新十郎江払 灰部屋 竹木代 〃 善吉江払 雪 隠 1ヶ所(瓦葺) 藍かめ代 諸道具代 石かめ1, 井戸1, あい瓶32, 同ふた28, 同籠12, あい小屋1 石30, 斗樽5, 大半切1, 石瓶1, その他諸品之メ
メ	金 8両2分1朱 銀 3ト5厘程	売上ヶ代
右ハ当末正月御届ヶ奉申上候応助助身上之取調如此ニ御座候		

(1) 「当末正月出奔人応助借財取調帳」, 「住居家并諸道具附上ヶ覚帳」

したためと思われる。借財合計約115両にたいし、「家諸色売払之分」は8両余に過ぎない。その不足分が如何に処理されたかは不明であるが、その後当家は再興し、明治期にかけて「紺屋ヲ家業」としており、後「茶染業ニ転ジ家運隆盛」となっている。

№33庄三郎は、無高であるが、村内級位は中位、組頭をつとめる村役人である。すなわち「応助(№5)分家、中屋敷ニ住シ、無職ニテ組頭役ヲナス、常ニ庄屋青木久八(Iグループ№10)方ニ出入シテ糊口ヲ繋」いでいるのである。

№50助四郎は、前記久八の分家、無高であり、弘化4年棧留縞出機20機(年取120両)、嘉永2年同10機を経営する織元問屋であった。その後綿業から手を引き、明治4—7年には庄屋・戸長職に就き、同12年には、1町4反余の土地所有者となっている。

以上にみてきた4戸は、何れも、村筆頭の頭分、青木家一統のものばかりである。したがって、当地方に強固に存続した、幕藩体制下の、封建共同体の支柱ともいべき「頭分制」——それが幕末期、大勢として変質・形骸化していたとしても——との関連を無視して、考えることはできないであろう。

第10表 極難者の耕作面積・生業 (文久元年)

内 訳	耕作面積		生 業		収入(1ヵ月)			
	人数	反	戸数	種 別	本業	副業	(銭) 貫文 戸数	
御扶持頂戴之者	59	10	1	耕作農業(小作)	9	19	1.200	1
奉公ニ罷出候者	14	7~10	5	引 (賃) 機	5	5	1.000~1.200	1
土持ニ出候者	57	5~7	3	糸 延・糸 繰	11	17	900~1.000	
袖乞札之者	13	3~5	3	綿 打	1		800~ 900	
その他 病 死	2	1~3	9	日 雇	5	3	700~ 800	2
出 奔	2	0~1	7	農 業 道 具		13	600~ 700	1
親元江戻ス	1	無作	6	わ ら 仕 事	1		500~ 600	3
				小 商	1		400~ 500	2
				な し	1		300~ 400	6
					1		200~ 300	9
					1		100~ 200	9
	人		戸		戸	戸		戸
	148		34		34	57		34

つぎに極難者について、さらにくわしく検討しておこう。万延元年から翌文久元年にかけて、困窮者は63戸・293人、そのうち、極難者は34戸・148人に達している。耕作面積・生業その他の内訳は、第10表の如くである。

前にもみたように、小作地すら得られないものは、「無拠他国^江罷出商ひ或ハ奉公^公」に出るのである。この年、奉公稼は14人存在しており、この層が、奉公人放出の主要な階層であることを知ることができる。これはほとんど、本村および周辺綿業農村の、織屋に雇傭される、3～5年季奉公人であるとみなされる⁶⁾。幕藩体制解体期、この地帯綿業における雇傭労働の性格については、旧稿において、若干ふれたところである⁶⁾。すなわち、年季奉公人が支配的存在であったとしても、それには発展の二類型が考えられ、年季奉公人が賃機業者になるコースと並行して、年季明けにたどる、より自由な新しい形態としての、反織り労働者の存在を認めることができる。「土持」に出ているものは57人である。これは男女とも労働可能なものは、堤普請の土運び人足に出て、賃銭を得たものである。その他、領主より袖乞(乞食)札を許可されたもの13人、御救米を受けたもの59人が存在している。

耕作面積については、1町歩を小作している1戸をはじめとし、5反以上を耕作している9戸は、ほぼ、耕作農業を主たる生業としているものとみなされる。幕末期泉州農村では、小作富農の存否をめぐる論争⁶⁾されているが、この地帯での小作富農の存在は、到底考えられないであろう。無作層6戸については、いうまでもないが、それを含む、5反未満層25戸は、農業のみによる再生産は不可能であり、他の営業によって、主たる生計維持の糧を得なければならない。

耕作農業以外を本業とするものは、「独身病気」で無職の1戸を除き24戸その内訳は、綿業関係17戸(賃機5戸、糸延・糸繰11戸、綿打1戸)、日雇5戸、その他わら仕事・小商各1となっている。1ヵ月間の収入は、銭1貫200文を得ているものが最高で、400文以下の零細な賃銭を得ているもの24戸と、70%を超えている。賃機は、綿織マニユファクチュアの外業部として、

或いは、織元問屋の出機制下に編成される賃織業者として、いわゆる「事実上の賃労働」であり、糸延・糸繰・綿（賃）打は、綿織業の準備過程を分担する賃仕事である。日雇については、前にもみたように、「畑日雇・田植・苗取」など、手作地主・富農などの、農業生産にかなり多数使用されている。

以上にみてきたところから、幕藩体制解体期における、原蓄過程の進展のなかで、綿業においても、農業生産面においても、賃労働が形成されつつあったことを知る事ができるであろう。

つぎに、美濃縞地帯の中心的商工業村落の一つである、笠松における諸階層の存在形態について、簡単にふれておきたい。幕末期、笠松の、主として土地保有の面からみた、階層分化については、旧稿⁽⁶⁾においてみたところである。すなわち無高層は、文政・天保期頃、すでに50%を超えており（文政8年53.3%、慶応4年59.0%）、社会的分業の進展は、多数の専門化した、綿業関係をはじめとする各種商工業者や、小作・日雇・駄賃稼などの広汎な、いわゆる半プロ層を生み出していた。そこでは、もはや自給的封建農村として把握されない、都市的性格をみたのである。

第11表は、慶応4年「宗門人別改帳」の持高および雇傭関係と、明治5年「壬申戸籍」⁽⁶⁾にみる諸営業とを、全戸数563戸のうち、系譜のつながるもの、398戸についてとりあげ作製したものである。下佐波村の場合においても、社会的分業・農民層の分解は、かなりの程度に進行していたが、一応土地保有を基準として、検討することが可能であった。ところが、笠松の場合には慶応4年の村高292石余、1戸当り平均持高が、0.519石に過ぎない点からみても、もはや農業面の分析のみでは、極めて不十分であることは、明らかである。第11表の分類によれば、美濃縞地帯の中核であるだけに、織物業関係が86戸で最も多く、ついで、日雇、食品関係、農業と続いている。しかし商・工業に分類すれば、綿商業を含んでの、商業関係営業者が圧倒的に多く、笠松は、商業的色彩の強いことがわかる。1戸当り平均持高が12石余と

第11表 笠松諸營業構成表 (明治5年)

		総戸数	内 訳		総持高 石	一平均 戸均 当持 高 石	抱奉公人		掛り人		他所へ 奉公稼	
			高持	無高			男	女	男	女	男	女
織 物 業 関 係	結城綿	3	1	2	0.052	0.017					1	
	糸商	5	5	0	4.724	0.945	1		1			
	綿商	39	15	24	18.032	0.462			5	7		
	太物呉服商	5	3	2	10.881	2.176					1	1
	古織屋	14	6	8	0.704	0.050					1	
	糸延渡世	4	1	3	0.244	0.061						
	綿打物職	2	1	1	0.452	0.226						
	染打物職	7	5	2	3.508	0.501	1		2	1		
	艶打立職	3	2	1	0.778	0.259						1
	仕立職	3	2	1	0.240	0.080						1
小 計		86	42	44	40.024	0.465	2		8	10	2	1
穀肥 物料 ・青 関係 物係	穀物商	19	10	9	5.318	0.280			1	1	1	
	青物商	4	1	3	0.103	0.026						
	肥物商	3	2	1	4.511	1.504						
	小 計	26	13	13	9.931	0.382			1	1	1	
食 品 関 係	魚子商	21	13	8	15.888	0.757			2	3		
	菓物商	11	3	8	0.594	0.054						
	果物商	5	2	3	0.076	0.015			1			
	味噌・溜商	6	6	0	76.344	12.724	4	3				
	酒商	1	1	0	1.005	1.005						
	塩糖商	4	3	1	3.708	0.927	1	1				
	砂糖商	2	1	1	0.504	0.252					1	
	油商	1	1	0	0.366	0.366						
	豆腐商	2	1	1	0.531	0.265						
	餅乾商	1	0	1	0	0						
	煮売渡世	4	2	2	2.950	0.737					1	
小 計		58	33	25	101.966	1.758	5	4	3	4	1	

		総戸数	内 訳		総持高 石	一平均 戸均 当持 り高石	抱奉公人		掛り人		他所へ 奉公稼	
			高持	無高			男	女	男	女	男	女
そ の 他 商 業 関 係	小古間物商	7	5	2	1.405	0.201						1
	古道具商	6	2	4	2.016	0.336	1	1				
	金葉物商	1	1	0	0.727	0.727	1					
	紙種商	2	1	1	2.156	1.078						
	書籍商	1	1	0	0.364	0.364						
	薪商	1	1	0	0.372	0.372						
	材商	1	0	1	0	0						
	履木商	3	2	1	0.237	0.079						
		2	2	0	2.834	1.417						
		1	0	1	0	0						
小 計		25	15	10	10.111	0.404	2	1				1
手 工 業 関 係	大工	7	2	5	0.391	0.056			1	1		
	左官	3	2	1	1.333	0.444						1
	上絵師	1	0	1	0	0						
	檜物師	1	0	1	0	0						
	鑄掛屋	3	0	3	0	0						
	鍛冶屋	1	1	0	0.700	0.700						
	石屋	3	0	3	0	0						
	傘職	3	2	1	0.340	0.113						
	漆物職	1	1	0	0.253	0.253	1					
	形置職	1	0	1	0	0						
	蠟燭掛職	1	1	0	0.120	0.120						1
	桶掛職	5	2	3	0.839	0.168				1		4
指物職	1	0	1	0	0							
小紋付職	1	0	1	0	0							
挑灯職	1	0	1	0	0			3	1			
小 計		33	11	22	3.976	0.120	1		4	3	2	4
交 通 業 関 係	郷宿渡世	3	3	0	37.629	12.543	1					
	旅籠屋渡世	9	8	1	1.479	0.164			1			
	船乗渡世	12	5	7	0.210	0.018			1	1	1	
	貸船渡世	2	1	1	0.061	0.030						
	仲仕渡世	1	0	1	0	0						
	飛脚渡世	1	0	1	0	0				1		
小 計		28	17	11	39.379	1.406	1		2	2	1	

	業	総戸数	内 訳		総持高 石	一平均 戸均 当り持 り高石	抱奉公人		掛り人		他所へ 奉公稼	
			高持	無高			男	女	男	女	男	女
農	業	57	29	28	32.425	0.569			3	2		
日	雇	78	17	61	5.634	0.072			2	2	1	
そ の 他	質屋	1	1	0	0.460	0.460	1					
	医術	1	1	0	0.098	0.098						
	筆学	1	0	1	0	0						
	按摩	1	0	1	0	0				1		
	無職	1	1	0	1.074	1.074						
小計	2	1	1	0.067	0.034			1				
	小計	7	4	3	1.699	0.243	1		1	1		
合	計	398	181	217	245.145	0.616	12	5	24	25	9	5
慶応4年	全村総計	563	240	323	292.171	0.519	21	12	31	36	22	14

抜群に大きいものは、味噌・溜商と郷宿渡世とである。前者には、笠松最高の寄生地主で庄屋高島久右衛門家（慶応4年持高72石余、抱奉公男・女各2人）、後者には、第2位の地主で惣年寄小見山又吉家（同年持高約30石）が含まれていることに注目しておきたい。農業57戸のうち、約半数の28戸が無高であり、1戸当り平均持高は、0.569石と極めて零細であることから、ほとんどのものが、小作に従事していることは、明らかであろう。こうして、階層分化により土地を失ったものは、小作人となり、さらには、賃機・糸延・駄賃稼・日雇などと、賃労働者化し、或いは、各種職人・小商・出稼となって、生計維持の途をはからねばならず、かくしてこの時期、広汎な、いわゆる半プロ層が形成されてくるのである。

以上、幕末維新期における、美濃稿地帯の農民諸階層の存在形態についてみてきた。ここで、主としてとりあげた、下佐波村の場合にそくして、一応の要約をしておきたい。天保期以降、とりわけ開港を契機とする幕藩制的市場関係の変質、原蓄過程の進展のなかで、一方、農業面での地主・富農とその雇傭労働（年季奉公人・日雇）、綿業でのマニファクチュア・織元問屋

とその雇傭労働（年季奉公人・反織り労働者）や、出機制下に編成される、資本主義的家内労働などの諸関係にみられる、いわゆるブルジョアの分解の方向と、他方、地主小作的分解の方向とは、並存して展開している。幕藩体制解体期の地主制形成に関するくわしい分析は、別稿に期したいが、この地帯では、ほぼ天保期以降、ブルジョアの分解の方向と並んで、地主化の傾向が進展している。開港後、とくに文久一慶応期頃には、その傾向は一層促進されて、小作人も、次第に地主層に対立する一階層として形成されてくる。そのことは、先にみた山田五左衛門方へ、5カ村数百人におよぶ「小前之者」が、押しかけた（慶応2年）ことから、うかがうことができるであろう。また近村茜部村の場合、「当村小作田極メ引方之義、村方前々仕来通、且親与一郎（大寄生地主竹内家⁽⁸⁾）代取引来り候振リヲ以、当年（慶応元年）も此程中田極メ引方之書付相渡、小作納得承知」していたにもかかわらず、「当村東西小作六七十人も打揃、私役宅江罷越、引方之義ニ付……徒党ケ間敷」交渉におよんでおり⁽⁹⁾、同3年には、「去丑年大水、寅年大風大水、并ニ追々穀高ニ付、小作一同誠難中ニ及、畑方受米（小作米）新（田）本（田）共、五分立ニ致呉ひ様、百姓代方江願出⁽¹⁰⁾」（……および（ ）内は筆者）ていることから、知ることができる。かくしてこの時期、まだ狭猛な基盤の上ではあれ、地主制形成の第一段階に達していたものとみなされる。

最後に、幕末階級配置の問題について、概括的に付言しておこう。この時期の基本的階級矛盾は、あくまで幕藩領主対農民のそれである。農村内部における副次的階級矛盾は、第8表でみたⅠグループに、Ⅱグループの一部を加えた、地主＝村役人層と、Ⅱグループの若干に、Ⅲグループを加えた富農・中農層を主導とする、それ以下の、広汎に存在する貧農・半プロ小作層（Ⅳ・Ⅴ・Ⅵグループ）との対立とみることができる。

注 (1) 万延元年・同2年「諸事日記帳」,「諸願書#村送留帳」等。関係史料は佐波村のみでなく、高桑・鶉・茜部・日置江等の近隣諸村にも多い。

(2)・(4) 万延元年「諸願書#村送留帳」

(3) 覚

一、田方九拾四町歩

此種粃 拾壹石貳斗八升

但し壹反=付

壹升貳合蔞附積り

一、大豆種 六石八斗六升

但し田畑共年々蔞附

小前聞取之取調、反畝歩積り兼申候

右之通粃大豆種、村方ニ而手当テ無御座候ニ付、御上様御慈悲ヲ以右品御拝借奉願上候、御聞濟被成下置候ハ、一同難有仕合ニ奉存候 以上

申九月

下佐波村

庄

御代官様

与

頭

覚

畑方 六町四反三畝

一、綿種 六石四斗三升

壹反=付

綿実壹斗積り

右之通来酉年種実手当無御座候ニ付、…(以下同文、略)

(「同上文書」)

(5) 拙稿「階層分化の概観」

(6) 覚

長右衛門 太四郎

作十郎 勘之助

伝四郎 吉右衛門

一、今般高持御尋之処、北下佐波村ハ七石以上之者ヲ高持と相唱申候、右之者共七石以上持御座候間、此段奉申上候 以上

酉四月

与頭

八右衛門

庄屋

青木

久兵衛

嶋友三郎様

(文久元年「請願書并村送留帳」)

(7) 「歳々諸事村用留帳」 慶応元年、彦四郎は調達金 100 両、「井頭格苗字帯刀御免」、円右エ門は調達金 70 両、「苗字御免」となっている。

(8) 「同上文書」明治 11 年 6 月、久八家は、加納藩医として転住していた分家政之丞の所有地 1 町 4 反 4 畝 13 歩 (地価 667 円 53 銭) を、1,154 円 50 銭で購入している。

- (9) 「宗門人別改帳」、『加納町史』下巻 p. 571
 (10) 拙稿「村方騒動」p. 122—3
 (11) 乍恐以書付奉願上候

厚見郡下佐波村

高三十五石余所持	友 藏
高十四石余	由 兵 衛
高十石余	吉右エ門

右願人奉申上候村方之儀者、先年ノ青木小川山田林安田則武之六姓ヲ頭分と相立、六姓之内ノ隔年ニ惣代相立、家作之儀者惣代共ニ縮取斗来候、右頭分と申度數軒有之候得共追々盛衰致シ、頭分之内ニ而久八哲人御高百石余相控候之由ニ而、其余者漸七八石所持罷在候者少々、過半無高多ニ而、中ニハ年柄ニ寄私共ノ救等ヲ請候者茂御座候得共、郷例ニ寄候ニ而遂差障申立、數年来下百姓と申私共ニ不限、其余之者共數々敷身上ニ候処、遂ニ御仁政之御趣意茂有之、外村ニハ身代ニ相応之家作不苦趣承り及、当七月末方より戸長副長江頼出、尚又頭姓惣代江茂夫々人立以頼談および候処、…何分頭姓旧弊ヲ申免角示談不相成、外村ニ引競候ニ而眼前障もの同様之姿ニ候間、年々敷々敷次第、何卒外村同様ニいたし呉候様、御上様之御慈悲を以、上下之差別不相立、身分相応之義以来差支無之様、戸長副長御呼出之上、御申渡被成下置度、右願之通御聞濟被成下置候ハハ難有仕合ニ奉存候、依而此段以書付奉願上候 以上

壬申九月
 右願人 友 藏(No. 159)
 由 兵 衛(No. 86)
 吉右エ門(No. 18)

岐阜県御役所

(……と()内は筆者)

- (12) 「佐波村史稿」
 (13) 拙稿「村方騒動」p. 114
 (14) 再応書付を以御願申上之覚

一、先達而歎書を以御願申上之通、当村之儀ハ作場多分不足ニ御座之処、就中隣村出作高ニ相成、其上入作ハ仕、旁以作地大ニ不足罷成、無他他国江罷出商ひ或ハ奉公、 多御座之処、往来之節道中ニ而不斗費ハ出来仕、折角骨折之甲斐も無御座、歎敷仕合ニ存之、右ニ付如何共村方ニ而安心御百姓相続仕度存之得共、申上之通り何分地不足故其儀も行届不申之ニ付、当村之内出作高ニ相成居之分村方江為買戻之歎、又ハ相捷與之様度仕存之間、小百姓御引立と被思召、何卒出作取持之者共江各方ノ右之趣意を以御利解被下置之様御願申上之… (以下略)

天保六年未七月

下佐波村願主惣代之内

弥兵衛 (No.83) ㊦
 伝四郎 (No.67) ㊦
 助右エ門 (No.137 七十郎) ㊦
 惣三郎 (No.141 清兵衛) ㊦

御村役人御衆中

(……と()内は筆者)

- (15) 「佐波村史稿」
 (16) 拙稿「村方騒動」 p. 116
 (17) 同上 p. 113—4
 (18) 同上 p. 119
 (19) 「宗門人別改帳」, 「青木家系譜」
 (20) 拙稿「階層分化の概観」 p. 119—121
 (21) 文政11年・天保6年「乍恐奉願上候口上之覚」(「諸願書并村送留帳」)
 (22) 各年「田畑高揃帳」
 (23) 「応助(幼名芝蔵)ハ本家相続ス、紺屋ヲ家業トナス、長男平七ハ父ノ業ヲ継ギ、紺屋ヲ以テ家業トシタルモ、大正元年頃ヨリ茶染業ニ転ジ、家運隆盛トナル、後大正七年頃、東隣青木喜八ノ……宅地ヲ買収シ、工場ヲ建テ事業拡張ヲナシ、子息三人ニテ合名会社組織トナシ、益々發展ス」(「青木家系譜」)
 (24) 「同上系譜」
 (25) 拙稿「階層分化の概観」 p. 99, p.111—2, p. 124 (注) 14
 (26) 「歳々諸事村用留帳」
 (27) 覚

友右エ門 娘 き己

一、西庄武左エ門方江七月¹³罷出申候

伝右エ門 娘 みな

一、北宿村十兵衛方江五ヶ年織屋奉公ニ罷出候

柳助後家 娘 お蝶

一、当村作平方江三ヶ年季ニ罷出申候

与兵衛 娘 よし

一、柳津村名之右エ門方江七月¹³織屋奉公ニ罷出申候

永作 妹 鉄の

一、柳津村孫四郎方江七月¹³織屋奉公ニ罷出申候

同人 妹 とめ

一、市場村孫十郎方江七月¹³織屋奉公ニ罷出申候

佐平治 娘 梅

一、当村作平方江七月¹³織屋奉公ニ罷出申候

由右エ門 娘 せつ

一、柳津村孫十郎方_江七月_迄織屋奉公ニ罷出申候

与右エ門 娘 てい

一、柳津村孫十郎方_江七月_迄織屋奉公ニ罷出申候

忠 助 妹

一、北宿村林平方_江織屋奉公ニ三ヶ年季ニ罷出申候

右之者奉公稼ニ罷出申候間取調奉差上候 以上

成（明治元年）六月十九日

与頭 東 四 郎

同断 嘉 兵 衛

庄屋 小川 逸 平

同断 青木 久 兵 衛

嶋 友 三 郎 様

藤 田 孫 太 郎 様

辻 彦 藏 様

神 山 兵 藏 様

（明治元年「請願書#村送留帳」）

⑳ 拙稿「展開過程」 p. 73

㉑ 津田秀夫・中村哲両氏と安良城盛昭氏との「前掲論文」、『前掲書』（前節注②）参照

㉒ 拙稿「階層分化の概観」

㉓ 「壬申戸籍」による全笠松 882戸（笠松村517戸，徳田新田 245戸，田代村柳原町120戸）の営業については、『笠松町史』下巻，p. 179—184 にくわしい。

㉔ 幕末期下佐波村にも14石余の出作地をもっている（第1表参照）。岐阜県屈指の巨大地主で，天保12年すでに持高総計 684 石余，明治14年所有地券は「三万円以上」となっている。

（拙稿「改租過程における地価決定の具体的経過」（『歴史学研究』第285号）p. 34 注⑥参照）

㉕ 慶応元年11月「乍恐奉伺_ハ口上_ニ覚」（岐阜市茜部竹内家文書）

㉖ 慶応3年2月「乍恐歎願奉申上_ル事」（同上文書）